

## 第2部

# 核軍縮・核不拡散



## 第2部 核軍縮・核不拡散

### 第1章

## 核兵器不拡散条約（NPT）

### 第1節 条約の概要

核兵器不拡散条約（NPT：Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons）は、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の5か国を「核兵器国」とし、それ以外の「非核兵器国」への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国の核軍縮交渉を進め、更に原子力の平和的利用のための協力を促進することを主たる目的とする条約である。NPT体制を支えるものとして、核不拡散、核軍縮、原子力の平和的利用という3つの柱を維持・強化していくことが重要である。すなわち、NPTは、①締約国に「奪い得ない権利」として原子力

の平和的利用の権利があることを確認しつつ、②核兵器国と非核兵器国の核不拡散の義務、主に核兵器国による核軍縮交渉義務、③平和的利用であることを明らかにするための非核兵器国によるIAEA保障措置受諾義務等を規定しており、これらの権利及び義務がNPT体制を支えている。NPTは、1968年7月に署名のために開放され、1970年3月に発効した（日本は1970年2月署名、1976年6月批准）。締約国数は190か国（2010年10月現在、インド、パキスタン及びイスラエルは非締約国）。

### 第2節 2010年NPT運用検討会議及び今後の課題

#### 1. 2010年NPT運用検討会議の概要

NPT第8条3は、条約の前文の目的の実現及び条約の規定の順守を確保するため、5年ごとに条約の運用を検討する会議を開催することを規定している。NPT体制を取り巻くこれまでの状況は、核軍縮と核不拡散をめぐる核兵器国と非核兵器国の対立、核不拡散と原子力の平和的利用をめぐる先進国と途上国の対立を背景に、核不拡散と核軍縮の双方が進展せず、そのような中で、2005年NPT運用検討会議は最終文書の採択に至ることができなかった。また近年、北朝鮮やイランによる核開発が進行し、核兵器関連技術の拡散や核物質等を利用したテロ行為（核テロリズム）の可

能性に対する懸念も高まっている。このような国際情勢の中で、2010年NPT運用検討会議が同年5月3日から28日まで、ニューヨークの国連本部で開催された。

2010年NPT運用検討会議では、NPTへの求心力を高め、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制を強化することが目指された。同会議では、核軍縮について廃絶に向けた具体的で現実的な核軍縮措置の合意のあり方について、また、核不拡散等については、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより厳しい査察を可能とするIAEA追加議定書や、締約国がNPTを脱退するような事例に対する国際社会の対応の在り方、北朝

鮮やイランの核問題、中東地域の非大量破壊兵器地帯設置などの問題について、さらに、原子力の平和的利用については、すべての国が原子力の平和的利用を行う権利を有することの確認や、途上国もその利益を享受できるようにするための専門技術や人材育成等の国際協力のあり方について議論が行われた。

同会議では、個々の争点をめぐり、すべての締約国が合意することができるか予断できない状況が続いたが、最終日に、NPTの3本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）に関し、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書を採択することができた。

最終文書における特筆すべき要素は以下のとおり。

### 1. 核軍縮

- 2000年に合意された「核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の明確な約束」を再確認
- 不可逆性、検証可能性及び透明性の原則の確認
- 核兵器国が迅速に関与するよう要請される具体的な核軍縮措置を例示し、2014年のNPT運用検討会議準備委員会へ報告を要請
- 核兵器国による標準化された定期報告の様式に関する迅速な合意を奨励
- 軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長勧告の実施を奨励

### 2. 核不拡散

- 北朝鮮に対し、2005年の六者会合「共同声明」における約束や、関連する義務の履行等を強く要請
- IAEA追加議定書のすべての未締結国による可及的速やかな締結及びIAEAによる関連支援の促進を奨励
- IAEAが各国の国内計量管理制度整備を支援することを奨励

### 3. 原子力の平和的利用

- IAEAの活動に対する今後5年間で1億ドルの追加拠出を奨励
- 原子力発電を含む原子力エネルギーの開発にあたり、保障措置、原子力安全及び核セキュリティへのコミットメント及び実施の確保
- 核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論をIAEAの場で継続

### 4. 中東決議

- 国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国及び

ロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催を支持

## 2. 日本の取組

日本からは、福山哲郎外務副大臣が首席代表として出席し、日本・オーストラリア両政府による共同提案に盛り込まれた実践的核軍縮・不拡散措置を中心とする演説を行った。また、日本は、この共同提案のほか、核兵器の惨禍を次の世代に継承していくための軍縮・不拡散教育、IAEA保障措置の強化、原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力に関する作業文書を提出し、多くの国から幅広い支持を得て、その内容は広く最終文書に反映された。最終文書に向けた交渉においては、関係国と緊密に連携し、議場内外で核兵器国や非同盟運動(NAM)諸国等に働きかけを行うなど、合意形成に重要な貢献を果たした。また、会議の最終段階では、岡田克也外務大臣のイニシアティブにより、オーストラリア、オーストリア、ドイツ、韓国、ニュージーランドの外相らとともに合意形成に向けた結束を呼びかける緊急閣僚声明を発出した。

また、中根在ウィーン国際機関日本政府代表部大使は、原子力の平和的利用を中心に扱う主要委員会の議長を務め、原子力の平和的利用をめぐる先進国と途上国の厳しい対立がある中、関係国と粘り強い調整を行い、双方にとって受け入れ可能な最終文書の文言の基礎を作り上げた。

今回の会議で初めて最終文書に盛り込まれた軍縮・不拡散教育は、日本が今回の運用検討プロセスを通して主導してきた分野である。日本は、軍縮・不拡散教育における市民社会の役割や、政府と市民社会との連携の必要性を強調する作業文書を提出した。また、日本のイニシアティブにより、42か国が参加した共同ステートメントにおいて、この分野の重要性と、政府・国連を含む国際機関・市民社会の連携の必要性を訴えた。

### 3. 今後の課題

2010年NPT運用検討会議では、最終文書を採択できなかった2005年NPT運用検討会議と同様の結果は許されないという危機感及び、何としても最終文書を採択すべきとの各国の強い政治的意思があった。このように国際社会が結束した結果、10年ぶりに最終文書を採択し、危機に直面するNPT体制を救った意義は大きい。この最終文書は、NPT締約国が協力して核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用を推進していくための共通の基盤を提供したと言える。

今後、各国が最終文書に盛り込まれた行動計画を着実に実施していくことが重要であり、そのような取組がNPTを基礎とする国際的な核不拡散体制の強化につながる。

日本は、2010年9月にオーストラリアと共催した核軍縮・不拡散に関する外相会合において、カナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦とともに地域横断的な新たなグループを立ち上げた。このグループは、NPT運用検討会議で合意した行動計画の着実な実施に貢献し、核リスクの低い世界の実現のための提案を行っていくことを目指して活動を開始している。現在は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の即時交渉開始、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核軍縮における透明性の向上といった重要な課題について、グループとしての具体的な提案を行うべく議論を継続しており、2011年前半に予定されている第2回外相会合等の機会を通じて国際社会に発信していく考えである。



2010年NPT運用検討会議において演説を行う福山外務副大臣

## 第2章

## 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

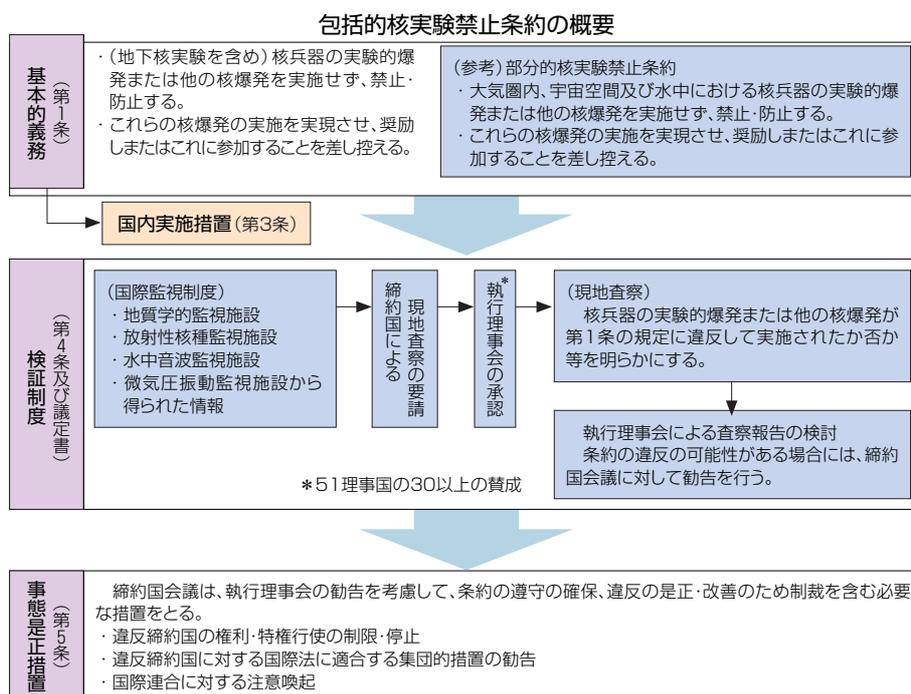
## 第1節 条約の概要

核兵器の開発を行うためには、核実験の実施が必要であり、核実験を禁止することは核軍縮・不拡散を推進する上で極めて重要である。米国、英国及びソ連の三か国による交渉を経て、1963年10月、部分的核実験禁止条約が発効したが、この条約は地下核実験を基本的に禁止の対象としていなかったため、地下核実験を含むすべての核実験の禁止が国際社会の大きな課題の一つとされてきた。包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty) は、いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する条約であり、核軍縮・不拡散上極めて重要な意義を有する。

CTBTの交渉は、1994年1月からジュネーブ軍縮会議 (CD: Conference on Disarmament) において開始され、2年半にわたる困難な交渉の後、最

終的にはインド等の反対により、コンセンサス制をとるCDでは同条約を採択することはできなかった。これを受け、オーストラリアが中心となって、CDで作成された条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数をもって同条約を採択した (賛成: 153か国、反対: インド、ブータン、リビア。棄権: キューバ、シリア、レバノン、タンザニア、モーリシャス)。

条約の発効には、原子炉を有するなど、潜在的な核開発能力を有すると見られる特定の44か国 (一般的に「発効要件国」と言われる) の批准が必要とされ、現在のところ、発効要件国9か国が未署名又は未批准であるため、条約は未だ発効していない。なお、日本は発効要件国であり、1996年9月に署名、1997年7月に批准している。



### 1. CTBTの主な内容

CTBTは、すべての核実験（核兵器の実験的爆発及び他の核爆発）の禁止を規定するほか、その遵守を検証するためにウィーンにCTBT機関（CTBTO）を設置し、国際的な検証制度を設けることを定めている。この国際的な検証制度は、核実験を探知するために世界321か所に設置される監視観測所と16か所の実験施設からなる国際監視制度（IMS：International Monitoring System）、現地査察（OSI：On-Site Inspection）、及び信頼醸成措置等から構成される。仮に、いずれかの締約国が核実験を実施する等、条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態を是正することに応じない場合には、当該締約国が条約に基づく権利及び特権を行使することを制限・停止し、また締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告することができる旨規定されている。

### 2. 検証制度

CTBTは、条約の遵守について検証するため、（1）IMS、（2）協議及び説明、（3）OSI及び（4）信頼の醸成についての措置からなる検証制度を定めている。

（1）IMSとは、世界321か所に設置される4種類の監視観測所（地震学的監視観測所（注1）、放射性核種監視観測所（注2）、水中音波監視観測所（注3）及び微気圧振動監視観測所（注4））において、CTBTにより禁止される核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度であるが、2006年10月の北朝鮮による核実験の際にも、特に地震学的監視及び放射性核種監視（特に希ガス監視）によりその有効性が確認された。監視の結果得られたデータは、ウィーンに設置される国際データセンター（IDC：International Data Center）に送付され、処理される。

（2）協議及び説明とは、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を疑わせる事態が発生した場合、締約国が他の締約国間で、CTBTOとの間で又はCTBTOを通じて、問題を明らかにし、解決するための制度である。この制度は、疑いをもたれた締約国による説明を含む。

（3）OSIとは、条約の規定に違反して核実験が行われたか否かを明らかにし及び違反した可能性のある者を特定するのに役立つ情報を可能な限り収集することを目的として、派遣査察団により実施される。OSIの実施は、51か国の執行理事会の理事国のうち、30か国以上の賛成により承認される。

（4）信頼醸成措置とは、鉱山などで実施されている爆発（化学爆発）を核実験又は他の核爆発と誤認しないために、締約国が、そのような爆発の実施についてCTBTOの内部機関である技術事務局に通報するなどの協力を行う措置をいう。

- （注1）地震波を観測することにより、核爆発を監視する。
- （注2）大気中の放射性核種を観測することにより、核爆発を監視する。
- （注3）水中（海中）を伝搬する音波を観測することにより、核爆発を監視する。
- （注4）気圧の微妙な振動を監視することにより、大気中の核爆発を監視する。



現地査察の野外演習で使用された放射性核種測定装置

## 第2節 CTBTの早期発効に向けて

### 1. 署名・批准の状況

2011年2月現在、署名国は182か国、批准国は153か国である。発効要件国44か国中の署名国は41か国、批准国は35か国である。発効要件国のうち、署名していないのは、インド、パキスタン、北朝鮮の3か国・地域、署名済みであるが批准していないのは、中国、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル及び米国の6か国である。

### 2. 未署名又は未批准の発効要件国の動向

(1) 米国はオバマ大統領が2009年4月のプラハ(チェコ)における「核兵器のない世界」に関する演説の中で、「即時に、また積極的にCTBTの批准を追求する」旨明言し、ブッシュ政権時代のCTBTに対する消極的・否定的な立場を転換した。米国においては、CTBTを支持するクリントン政権下の1999年に、上院においてCTBT批准法案が一度否決されており、また、2010年11月の中間選挙の結果、民主党の議席が53議席まで減少したこと(批准には67票の賛成が必要)から、批准の見通しは不透明である。

(2) インドネシアは2010年5月のNPT運用検討会議において、ナタレガワ外相が「CTBTの批准手続を開始する」旨表明しており、早期批准が期待される。

(3) 中国はこれまでに、批准法案が全国人民代表大会で審議されていると説明しているものの、承認が得られる時期については定かではない。

(4) エジプト、イスラエル及びイランはCTBTに署名しているが、中東情勢などを背景として、未だ批准していない。

(5) インドはCTBTを支持していないが、2009年12月の日本・インド首脳会談においてシン首相が「もし仮に米国及び中国がともに批准するのであれば、新たな状況が生まれるだろう」旨述べた。

(6) パキスタンはCTBTを支持しているが、インドの署名・批准を自国の署名・批准の条件としている。

(7) 未署名の北朝鮮は、2006年10月に続き2009年5月25日、2回目の核実験を実施した。これは、2005年9月の六者会合共同声明や関連安保理決議に違反するのみならず、核実験禁止を求める国際社会全体の意思及びCTBTに対する重大な挑戦であり、CTBTの早期発効及び検証体制の整備の必要性を一層認識させるものとなった。

### 3. CTBT発効促進努力の意義

以上に述べたとおり、CTBTは、今のところ発効のめどが立っていないが、署名国は2011年2月現在182か国に上っており、核実験禁止は国際社会の普遍的な価値観として根付いてきているとも言えよう。また、5核兵器国のすべてに加え、1998年に核爆発実験を行ったインド及びパキスタンもその後、核爆発実験モラトリアム(一時停止)を宣言し、今日まで遵守されてきていることは、戦後1996年まで核爆発実験が毎年、最盛期には年178回も行われていたことを考えれば、CTBTが核爆発実験を抑止する上で相当の効果をもたらしているとも考えられる。さらに、北朝鮮の核実験実施に対する国際社会の反応として国連安保理決議を始めとした厳しい反応や、国連総会決議(核軍縮決議及びCTBT決議)等に見られるCTBTの早期発効に向けた取組を要請する声があること等を踏まえれば、核爆発実験を行う政治的コストも高まっているとも言える。日本が国際社会の先頭に立ってCTBT発効を促進しているのも、核爆発実験の抑止を法的拘束力のあるものとし、また不可逆的なものとするためである。

### 第3節 発効促進に向けた日本の取組

日本は、NPT体制を基礎とする核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱として、CTBTの早期発効を核軍縮・不拡散分野の最優先課題の一つとして重視し、以下のような外交努力を継続してきた。

#### 1. 発効促進会議等への貢献

##### (1) 発効促進会議

CTBTは、署名開放後3年を経過しても発効しない場合、批准国の過半数の要請によって、発効促進のための会議を開催することを定めている。この規定に従い、1999年10月、2001年11月、2003年9月、2005年9月、2007年9月及び2009年9月の6回にわたり、発効促進会議が開催された。

1999年の第1回発効促進会議では、高村正彦外務大臣が政府代表として出席し、同会議の議長を務めた。その後、日本は、2001年の第2回発効促進会議に向けて、「調整国」として非公式会合を開催するなど、各国の意見調整に努め、第2回発効促進会議では、阿部政府代表（前国連軍縮局長）から、前回発効促進会議以降の条約発効に向けた状況の進展を、「プロGRESS・レポート」として報告した。

2009年9月にニューヨークで開催された第6回発効促進会議には、104か国が参加し、各国に対する早期署名・批准の要請等を盛り込んだ最終宣言が全会一致で採択された。日本からは岡田外務大臣が政府代表として参加し、本会議に10年ぶりに復帰した米国からはクリントン国務長官が参加した。

##### (2) CTBT フレンズ外相会合

発効促進会議が開催されない年である2002年9月、川口順子外務大臣のほか、オーストラリア及びオランダの外相を中心とするCTBT批准国外相が、ニューヨークの国連本部においてCTBTフレンズ外相会合を開催し、CTBTの可及的速やかな署名及び批准並びに核実験モラトリアム継続を要請する外相共同声明を発表した。この声明には、当初、英国、フランス、ロシアの3核兵器国を含む18か国の外相が署名し、その後、50か国以上

の外相の賛同を得た。CTBTフレンズ外相会合は、その後、発効促進会議が開催されない年に隔年で開催されており、2010年9月にニューヨークで開催された第5回CTBTフレンズ外相会合には72か国が参加し、日本からは前原誠司外務大臣が出席の上、すべての発効要件国の政治的指導者が、英断により早期署名・批准に向けたリーダーシップを発揮するよう呼びかけた。



第5回CTBTフレンズ外相会合（於：ニューヨーク国連本部）

#### 2. 二国間会談等における働きかけ

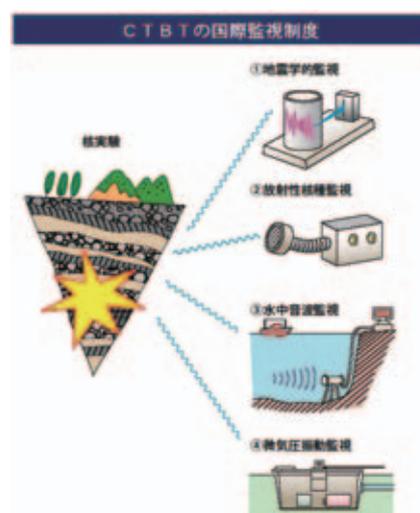
日本は、従来二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を捉えてCTBTの早期発効の重要性を呼び掛け、また、未署名・未批准国（特に発効要件国）に対して署名・批准を働きかけてきている。2009年から2010年にかけてはインド、パキスタン、中国に対し総理又は外務大臣レベルでの二国間会談において働きかけを実施しており、なかでもインドは、それまで核軍縮の大幅な進展を同国のCTBTに対する立場の見直しの要件としていたが、シン首相が鳩山由紀夫総理大臣との会談の中で示した立場は、統一進歩同盟（UPA）政権になってから初めて従来の立場の転換を意味するものとして注目された（上記第2節2.（5）参照）。

また、こうしたハイレベルでの働きかけと並んで、日本は各国におけるCTBTに対する理解及びその批准プロセスを促進するとともに、批准後の国内体制の整備に貢献するために、2006年から

毎年、各国政府のCTBT関係者を日本に招へいしている。これまでに、ベトナム（2006年3月）、コロンビア（2007年2月）、インドネシア（2007年7月）、タイ（2008年8月）、インドネシア及びエジプト（2010年3月）からの招へいを実施した。こうした取組を通じ、各締約国が条約違反の核実験の有無を判断する技術的基盤を整備することが、CTBT検証制度を効果的に運用するために不可欠である。

### 3. IMSの整備への取組

日本は、CTBTの遵守状況を検証するためのIMSの立ち上げを支援するために、地震観測に関する日本の高い技術水準を活用して、開発途上国に対する技術援助を行っている。具体的には、1995年度以降毎年、グローバル地震観測研修への研修生受入れ（2010年度までに158名を受入れ）、地震観測機器の供与（2004年度までに17件）等を行っている。このような日本の努力は、IMSの整備に貢献するとともに、CTBT批准に伴う国内実施を容易にすることにより、未批准国によるCTBTの批准を促進することにつながる。CTBT機関準備委員会や関係各国からも、このような日本の協力は高く評価されている。



### 4. 日本における監視観測施設の整備・運営

日本は、CTBT上、10か所の監視観測施設を国内に設置することとされており、2002年11月、これらの監視施設を建設・運用するためのCTBT国内運用体制を設立し、2008年末に全施設がCTBTO準備委員会暫定技術事務局（PTS：Provisional Technical Secretariat）の認証を得て、正式運用を開始した。

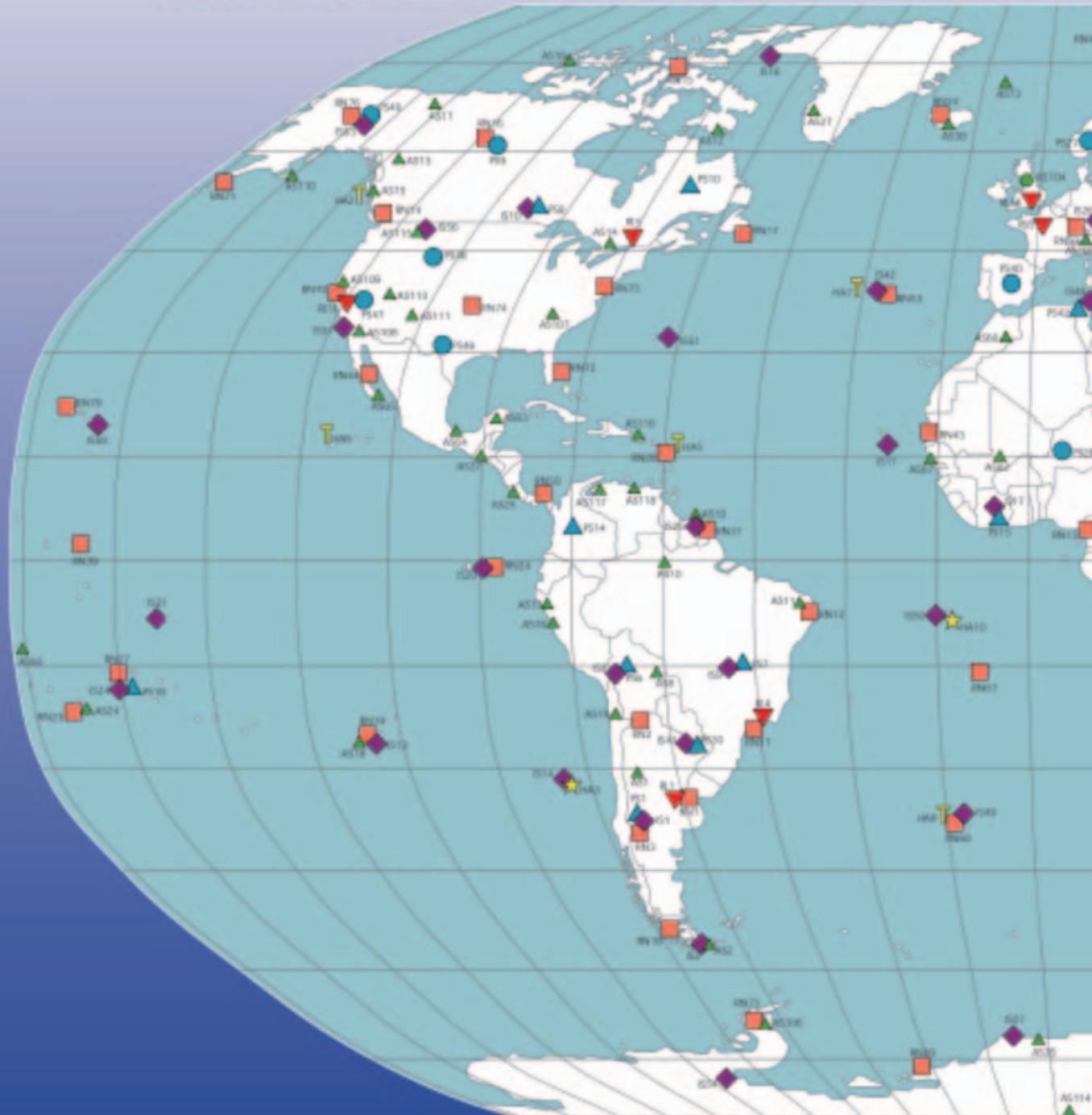
- 地震学的監視観測所主要観測所：松代
- 地震学的監視観測所補助観測所：大分、国頭、八丈島、上川朝日、父島
- 微気圧振動監視観測所：夷隅
- 放射性核種監視観測所：沖縄、高崎（希ガス検知装置を追加的に設置）
- 放射性核種のための実験施設：東海





# Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization (CTBT)

## Facilities of the CTBT International Monitoring System



- Seismic primary array (PS)
- ▲ Seismic primary three-component station (PS-3C)
- Seismic auxiliary array (AS)
- ▲ Seismic auxiliary three-component station (AS-3C)
- ◆ Infrasound station (IS)

# Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBTO)

## International Monitoring System



- ★ Hydroacoustic (hydrophone) station (HA)
- ◻ Radionuclide station (RN)
- ⊥ Hydroacoustic (T-Phase) station (HA)
- ◂ Radionuclide laboratory (RL)
- ⊙ International Data Centre, CTBTO PrepCom, Vienna

## 第3章

# ジュネーブ軍縮会議 (CD)

### 第1節 現状

ジュネーブ軍縮会議 (CD : Conference on Disarmament) は、唯一の多国間軍縮交渉機関である。冷戦後、国連を中心とした軍縮努力がなかなか進展しない中、1959年に米国、英国、フランス、ソ連を中心に国連の外での軍縮交渉の場として設置された「10か国軍縮委員会」が発展し、現在の会議となった。

現在の参加国は65か国であり、①先進7か国(G7)諸国を始めとする西側グループ(25か国)、②ロシアを中心とする東側グループ(6か国)、③途上国を中心とするG21グループ(33か国)、④中国により構成される(日本は1969年に参加)。

CDはこれまで、核兵器不拡散条約(NPT、1968年)、生物兵器禁止条約(BWC、1972年)、化学兵器禁止条約(CWC、1993年)、包括的核実験禁止条約(CTBT、1996年)等、重要な軍縮関連条約を作成したものの、CTBTの作成以降、実質的交渉や議論を行うことができていない。

CDでは、核軍縮、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)、宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)、消極的安全保証(NSA: Negative Security Assurance)をはじめとする事項

が取り扱われているが、地域グループや国により各事項の優先度が異なること、採択は全会一致が原則であることから、実質的交渉や議論を行うために必要な年間の作業計画を採択することができない状況が続いている。

2009年5月、議長国アルジェリアから、カットオフ条約については交渉を、PAROS及びNSAについては実質的議論を、核軍縮については意見及び情報交換を行うことを決定する作業計画案が提案され、全会一致で採択された。その後、パキスタンが作業計画案を実施するための日程案等を定める実施決定案の採択に反対し、作業計画案を実施できない状況となり、現在も、実質的な交渉や議論の開始に向けてCD参加国間の努力が続けられている。

2010年9月、ニューヨークにおいて、このような状況を打開しCDの活動を再活性化させるため、国連事務総長主催CDハイレベル会合が開催された。CDに政治的推進力を与えその状況を前進させるための議論が行われ、国連においても同会合のフォローアップを行っていく旨の議長総括が発出された。

### 第2節 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)

兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)は、兵器用核分裂性物質(兵器用高濃縮ウラン及びプルトニウム等)の生産そのものを禁止することにより、新たな核保有国の出現を防ぐとともに、核保有国による核兵器の生産を制限するものであり、核軍縮・不拡散の双方の観点から大

きな意義を有する。また、核物質の管理の強化を通じて核セキュリティに関する国際的な取組を強化するという役割を担うことにもなる。具体的な条約上の義務として、①核兵器その他の核爆発装置の研究・製造・使用のための高濃縮ウラン及びプルトニウム等の生産禁止や、②その目的のため

の高濃縮ウラン及びプルトニウム生産に対する他国による援助の禁止等が想定されている。なお、NPT上の核兵器国のうち米国、ロシア、英国、フランスは兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言しているが、中国はこの宣言を行っていない。

カットオフ条約は、1993年9月、クリントン米国大統領が国連総会演説で提案したものであり、同年11月には、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択された。その後、交渉の場をCDとすることが合意された。

これを受け、1995年のCDにおいて、特別報告者に指名されたシャノン・カナダ軍縮代表部大使の提案により、特別委員会を設置し、この委員会がカットオフ条約交渉を行うことが採択された。CDにおいては、条約交渉を行うためには特別委員会等の補助機関が設置される必要があるが、このような委員会が設置されたのは1995年と1998年のみである。そのうち、1995年の特別委員会は、議長が指名されなかったため、交渉は行われなかった。

1998年に設置された特別委員会は、インド及びパキスタンによる核実験の実施といった新たな状況の出現を受けて、同年8月に設置された。特別委員会は同年8月から9月の間に2度にわたり会合を開催したが、1998年会期終了間際であったこともあり、各国間の意見交換が行われたのみで、実質的な条約交渉を開始するまでには至らなかった。

その後も特別委員会設置に向けた議論が行われ

たものの、各国のCDにおける関心事項が異なり、またブッシュ米国政権が検証制度のない条約を主張していたことから、議題ごとに調整役を設置し、非公式の集中討議を行う努力が続けられたが、カットオフ条約の交渉開始には至らなかった。2009年に誕生した米国のオバマ政権は検証可能な条約を支持し、条約交渉開始に向けた動きが高まったこともあり、2009年5月にはカットオフ条約交渉を行う決定を含む作業計画に合意した。しかしながら、上述の状況から、実際の交渉開始に至っていない。

日本は、軍縮会議の主要議題の中でも、特にカットオフ条約交渉の即時開始を重視し、そのための努力を行ってきた。近年ではほぼ毎年、ジュネーブ軍縮会議に政治レベルが出席し（2010年3月は西村智奈美外務大臣政務官が出席）、CDの前進とカットオフ条約の早期交渉開始を訴えてきた。また、2008年に行われたカットオフ条約に関するCD非公式協議では、樽井軍縮代表部大使が調整役として交渉に向けた議論を主導したほか、2003年及び2006年には、同条約に関する日本の考え方を整理した作業文書をCDに提出した。さらに、2010年9月に開催した日本・オーストラリア共催核軍縮・不拡散に関する外相会合でも、優先事項としてカットオフ条約交渉開始に向けて取り組むことを確認したほか、2011年2月、ジュネーブにおいて、日本・オーストラリア両国は、将来のCDにおけるカットオフ条約交渉の議論に貢献するため、条約の技術的側面に関する専門家会合を共催した。

## 第3節 宇宙における軍備競争の防止

### 1. 概要

#### (1) 経緯

大量破壊兵器の宇宙空間への配備等は、宇宙条約で禁止されており、現在の宇宙の軍事的利用としては、主に偵察、早期警戒衛星、通信衛星、測位衛星（GPS等）等の利用が挙げられる。

他方、科学技術の進歩等に伴い、宇宙空間の更なる軍事利用の拡大を抑制すべきであるという考えから、第1回国連軍縮特別総会（1978年）

が、その最終文書において「宇宙空間における軍備競争を防止するため、宇宙条約の精神に従って、さらに追加的な措置がとられるべきであり、適切な国際交渉が行われるべきである」と指摘した。こうしたことを受けて、「宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS：Prevention of an Arms Race in Outer Space）」という概念が提唱され、議論されるようになった。

### (2) PAROS に関する議論

1985年、CDにおいて、PAROSに関する特別委員会が設けられ、主に新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器の禁止、対弾道ミサイル・システムの評価、信頼醸成措置の取扱いなどにつき議論がなされた。しかし、旧ソ連及び東欧諸国が、米国の戦略防衛構想（SDI：Strategic Defense Initiative）計画は宇宙の軍事化につながるなどと強い懸念を示したのに対し、米国及び英国は、いずれの国も宇宙兵器開発に力を注いでいる兆候はなく、現行諸条約により宇宙空間の軍備競争は制限されており新たな条約は不要、実効的な検証制度の構築が困難などと主張して対立し、実質的な議論の進展のないまま、1994年に特別委員会は終了した。

その後、1999年に、米国のミサイル防衛問題を契機として中国は宇宙空間の兵器化防止の推進を強く主張するようになり、2000年及び2001年には、宇宙空間の兵器化防止に関する文書をCDにおいて提出した。

また、ロシアも、米国のミサイル防衛計画の推進や対弾道ミサイル・システム制限（ABM）条約からの脱退等に警戒感を有し、2001年9月の国連総会においてイワノフ・ロシア外相が、宇宙空間への兵器の配備を禁じ、宇宙物体に対する軍事力を行使しないよう包括的な条約の作成に向けた国際社会の取組の重要性を強調する演説を行った。

2002年6月、CDに中国、ロシア等が、いわゆる通常兵器の宇宙空間等への配備禁止を主たる目的とした宇宙の兵器化防止のための条約骨子案を共同作業文書として提出した。

2006年6月及び2007年2月～3月にCDにおいてPAROSに関する非公式会合が開催され、中国及びロシアが宇宙条約等の既存の法的枠組みの抜け穴に対処するために兵器一般の宇宙空間への配置を禁止する新たな条約の必要性を主張した。一方で、米国は現在宇宙空間に兵器を配備しておらず、また宇宙空間における軍備競争は存在せず、新たな条約の必要性がないと主張し、CD参加国の間でPAROSに関する新たな条約の必要性について意見の隔たりがあった。こうした中で、中国

及びロシアは、2008年2月に共同してCDに、宇宙空間における兵器の配置及び武力による威嚇又は武力の行使の防止に関する条約（PPWT）案（CD/1679）を提示した。

一方EUは、2007年9月に、「宇宙空間の信頼醸成措置」に関する国連総会決議61/75に従って、「宇宙における軍備競争の防止のための透明性及び信頼醸成措置に関する提案」を国連事務総長に提出した。その中でEUは、宇宙物体及び宇宙活動に関する包括的な行動規範を提示したいとし、その前提として、そのような行動規範案を実施する上で遵守すべき一般的な原則とベスト・プラクティスを提案した。その後、EU内で行動規範案の起草作業が開始され、2008年12月にEU総務・対外関係理事会で草案が採択され、その後第三国との協議のベースになるものとして公表された。EUは、同行動規範案について、日本を含む主要宇宙活動国と協議を行い、その結果を踏まえ、2010年9月にEU総務・対外関係理事会で同行動規範案の改訂版が採択され、同年10月に公表された。EUは、可能な限り多数の国に受け入れられる行動規範案を作成し、特別外交会議で採択することを目指し、同改訂版に基づき更に第三国と協議を進めている。

## 2. 日本の立場

日本は、1967年に宇宙条約を締結している。また、1969年5月の衆議院本会議で「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」が採択され、日本における宇宙開発及び利用は「平和の目的に限り」行うものとされた。政府としては、「…その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるものと考えております。…」との見解（昭和60年2月6日政府見解）を示しており、例えば通信衛星等は、その利用が既に一般化しており、自衛隊が利用したとしても、宇宙の平和利用の原則の趣旨に反するものではないとしている。2008年に成立した宇宙基本法においては、「宇宙開発利用は、…宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっと

り、行われるものとする。」(第2条)とされ、また「我が国の安全保障に資するよう」(同法第3条)行われるべきものとされ、国会審議を通じ、専守防衛の範囲内であれば、防衛目的での宇宙開発利用を行うことは可能とされた。そして、2009年6月2日に宇宙開発戦略本部が決定した「宇宙基本計画」には、「安全保障を目的とした衛星システム」の開発を推進することなどが明記された。また、日本は、大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルの拡散が、安全保障上の大きな脅威であると認識しており、宇宙開発技術が弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されてはならないとの問題意識を有している。

このような考えに基づき、日本は従来、国連総会において「宇宙空間における軍備競争の防止」決議案に賛成票を投じてきているほか、2005年からは「宇宙空間における信頼醸成措置」決議案も支持している。また弾道ミサイルの拡散に対処

するための国際的な枠組みにおいても、積極的な役割を果たしてきている。CDにおいては、日本はカットオフ条約の早期の交渉開始を最優先事項として取り組むべきと考えているが、宇宙空間における軍備競争が行われることがないように、PAROSの議論にも積極的に参加している。

また、宇宙開発利用が増大する中で、多大なスペース・デブリ(宇宙ゴミ)を発生させた中国による対衛星兵器実験(2007年1月12日)などは、宇宙における危険な活動を実効的にかつ喫緊の課題として規制し、宇宙活動国間の透明性と信頼醸成を構築していく必要性を改めて国際社会に認識させた。かかる観点から、日本は、宇宙ガバナンスを構築するためのソフトロー(法的な強制力を持たない規範)の整備は、国際社会の宇宙活動の利益となることから重視しており、先述したEU行動規範案に関しEUと緊密な協議を行ってきている。

## 参 考

## 核兵器国の軍備管理と核軍縮

## 第1節 総論

## 1. 核兵器国

核兵器不拡散条約（NPT）において、「核兵器国」と呼ばれているのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国である。NPT上の非締約国であるインドとパキスタンは、核実験を実施し、核兵器保有を宣言しており、同様にNPT非締約国であるイスラエルは、宣言していないものの既に核兵器を保有しているとみられており、これら3か国は「事実上の核兵器国」とも言われている。

このうち、米国、ロシア両国は世界の核兵器の大部分を保有しており、両国による核兵器の削減は、世界の核軍縮にとって大きな意味を持っている。

なお、NPT第6条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、(中略)全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」ことが定められている。

## 2. 核兵器の種類

核兵器の分類について確立した定義はないが、

一般に、戦争遂行能力の壊滅を目的に、敵対国の本土を攻撃する核兵器を「戦略核兵器」（「長距離核兵器」である大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び重爆撃機を含む。）、それより狭い戦域で使用されるものを「戦域核兵器」（「中距離核兵器」）、主に戦場で使用されるものを「戦術核兵器」（「短距離核兵器」）、と呼んでいる。また「戦域核兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」と呼ぶこともある。米国、ロシア間においては、戦略兵器削減条約（START）等において戦略（核）兵器が規定されており、それ以外のものが非戦略核兵器と解釈されている。なお、STARTにおいては、核弾頭の大きさ（核出力）ではなく、運搬手段（ICBM、SLBM、戦略爆撃機等）によって規定されている。

ただし、米国及びロシアにとっては「戦域核」でも、他の国にとってはその地理的位置、国土の広さ等により「戦略核」となる場合があり、厳密な定義は難しい。

## 第2節 米国とロシアの軍備管理と核軍縮

## 1. 米国、ロシア間の戦略核兵器削減条約

## (1) 概要

戦略兵器削減条約（START：Strategic Arms Reduction Treaty）交渉は、冷戦期に増大していった米国、ロシア両国の戦略核戦力を、初めて削減したプロセスであった（中距離核については1987年12月に両国間で地上配備の中距離核兵器を全廃する中距離核戦力全廃条約（INF：

Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty）が署名され、1988年6月に発効している）。START Iプロセスの結果、両国の配備戦略核弾頭数は冷戦期の約60%となり、STARTは核軍縮の1つの重要な基礎を構成してきたといえる。

他方、2001年1月に発足した米国のブッシュ政権は、その成立当初から、両国が各々1万発以上の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代

の敵対的な関係に決別し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった脅威に対抗する新たな安全保障体制構築の必要性を主張していた。この動きは、2001年9月11日の米国同時多発テロを契機にさらに進展し、両国間において相互の戦略核兵器を約2,000発程度の水準まで削減することについての合意が形成されていった。その結果、これまでのSTARTプロセスとは別の形で、両国の戦略核弾頭を削減することを定めた、戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）が成立することとなった。

## （2）第1次戦略兵器削減条約（START I）及びSTARTプロセス

1991年7月に両国が署名したSTART Iは、戦略核の3本柱、すなわち、両国が配備するICBM、SLBM及び重爆撃機の運搬手段の総数を、条約の発効から7年後にそれぞれ1,600基（機）へ削減することを規定した。また、配備される戦略弾頭数の総数は6,000発に制限され、このうちICBM及びSLBMに装着される戦略弾頭の総数は4,900発を越えてはならないこと等が規定された。

その後、ソ連の崩壊により、旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアと米国の5か国は、START Iの当事国となること、並びにウクライナ、カザフスタン及びベラルーシは非核兵器国としてNPTに加入することが定められた（リスボン議定書）。

START Iは1994年12月に発効し、2001年12月に両国は、それぞれの戦略弾頭数を6,000発以下まで削減し、START Iに基づく義務の履行を完了したことを宣言した。

START Iの発効を待たずして、1992年6月には両国の配備戦略弾頭数を3,000～3,500発以下に削減することなどに合意したSTART IIの基本的枠組みが出来たが、対弾道ミサイル・システム（ABM：Anti-Ballistic Missile）制限条約からの脱退などを行った場合にはSTART IIから脱退する権利を留保する旨の規定が含まれていたことから、米国では批准プロセスが難航したほか、2002年には米国がABM制限条約を一方的に脱退したことから、START IIは発効には至らなかった。

## （3）戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）

ブッシュ米国大統領は、就任以前から、冷戦後の新たな核政策を策定する必要性を訴えていた。就任後、ブッシュ大統領は、新政権の安全保障政策の方向性を明らかにした米国国防大学での演説（2001年5月）の中で、冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米国及びその同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反映するように、米国は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろうと述べた。

2001年11月13日～15日、米国・ロシア首脳会談（於：ワシントン／クロフォード）が行われ、ブッシュ米国大統領はプーチン・ロシア大統領に対し、米国は今後10年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である1,700～2,200発まで削減することを伝えた。

そして更なる協議を重ねた結果、両国は、2002年5月24日、モスクワで開催された米国・ロシア首脳会談において、START I以降の更なる戦略核兵器の削減を定めた、モスクワ条約の署名を行った。その後、米国は2003年3月に、ロシアは同年5月に、それぞれ議会における批准手続を終え、同年6月1日、サンクトペテルブルク（ロシア）で行われた米国・ロシア首脳会談において批准書が交換され、モスクワ条約が発効した。

### 【モスクワ条約の概要】

- 2012年までの10年間で、両国の戦略核弾頭を各々1,700～2,200発に削減する。
- 配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもので、核弾頭、及び運搬手段（ICBM、SLBM等のミサイル本体、爆撃機等）の廃棄は義務付けられておらず、両国とも削減した弾頭の保管が可能。
- （削減せずに保持する）戦略攻撃（核）兵器の構成、構造については両国が独自に決定する（ICBM、SLBM、戦略爆撃機等の種類と数、個別誘導複数目標弾頭（MIRV）の保有等については規制されない。）。
- 条約履行のため、両国間の履行委員会を年2回以上開催。
- 削減状況の検証措置等は、START Iの規定に基づくとともに、履行委員会にゆだねる。

### (4) 新 START

1994年に発効した START I は、新たに5年間の延長が合意されない場合、発効してから15年後に失効する規定となっていた。START I は、情報交換や検証のための措置により両国間の戦略核戦力削減において信頼性、透明性及び予見性を提供してきており、モスクワ条約は検証措置等につき START I の規定を準用していることから、START I に代わる枠組みの作成が必要と考えられてきた。

2007年7月3日、米国・ロシア首脳会談の際に、両国は、国家の安全保障上の要請及び同盟国に対するコミットメントと整合性のとれた最低限の水準まで戦略攻撃力の削減を実施する意思を再確認するとともに、START の後継の取極の取り進め方を議論し、早期に成果を得るように議論を継続することを示した「戦略核戦力に関する米国・ロシア共同外相宣言」を表明した。

2009年1月に誕生した米国のオバマ政権は、ロシアとの戦略兵器削減条約の交渉を優先事項に掲げ、START I 失効前に新条約の交渉妥結を目指し、メドヴェージェフ・ロシア大統領との間で精力的に作業が行われ、同年7月には戦略弾頭を1,500～1,675の範囲に収まる形で、また、戦略運搬手段を500～1,100の範囲内に収まる形で削減することをコミットする共同理解を発出した。

しかしながら、同年12月5日の START I 失効日までには交渉妥結に至らず、START I は失効したが、米国・ロシア両大統領は、両国間の戦略的安定性を保つとの相互の意思を確認しつつ、戦略兵器に関する新たな条約を可能な限り早期に発効させるという堅い意思と、失効後も START の精神に則り原則に従って共同で作業を継続するというコミットメントを表明した。

2010年3月下旬に両国間で戦略兵器の削減内容等に合意し、同年4月8日、プラハ(チェコ)において両国首脳が新 START に署名した。同年12月22日、米国上院は、同条約は米国のミサイル防衛の開発及び配備に影響しないこと、並びに同条約発効後1年以内の戦術核に関するロシアとの交渉開始を大統領に求めることなどを規定した付帯決議を採択しつつ、同条約を無修正で承認した。

また、2011年1月26日には、ロシア連邦院も同条約を無修正で承認したが、併せて、同国の戦略核戦力が安全保障に必要な水準で維持されることなどを規定した付帯決議を採択し、さらに、米国の一方的なミサイル防衛の開発及び配備は戦略的安定性を害し、また、戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の連関性についての両国の認識が、条約の有効性及び効率性確保の基本的条件であるとするロシア国家院の声明を支持した。

同条約は、2011年2月5日、ミュンヘン(ドイツ)で行われた米国とロシアの外相間における批准書の交換を以て発効した。

#### 【新 START の概要】

- 条約発効から7年以内に、米国、ロシア各々
  - \* 配備弾頭の上限を1,550発とする(ICBM、SLBMは搭載された再突入体数、重爆撃機は1つの核弾頭として計算)。
  - \* 配備されたICBM / SLBM / 重爆撃機の上限を700基 / 機とする。
  - \* 配備及び未配備のICBM 発射基 / SLBM 発射基 / 重爆撃機の上限を800基 / 機とする。
- 検証・査察手段として、自国の検証技術手段(衛星など)、データ交換と通告、ナンバー付け、相互主義に基づくテレメトリーの交換、現地査察・展示、二国間協議委員会の設置を規定。
- 次の合意に代替されない限り発効後10年有効。合意に基づき最長5年の延長が可能。
- 新 START の発効とともにモスクワ条約は終了。

## 第3節 その他の核兵器国における動き

### 1. 米国

#### (1) 核態勢見直し (NPR) の発表

オバマ大統領のプラハ演説の具体的措置の表れとして、2010年4月6日に公表された「核態勢の見直し (NPR : Nuclear Posture Review)」において、核兵器が存在する限り、米国は安全で防護された効果的な核戦力を維持するとしつつ、同時に、米国の核兵器の役割に関し、NPT上の義務を遵守しているNPT非核兵器国に対して核兵器を使用しないという強化された消極的安全保証 (NSA) の考え方を表明した。また、米国や同盟国への核兵器による攻撃の抑止に限定する、いわゆる「唯一の目的」を採用する用意は現時点では出来ていないものの、そのような政策を安全に採用できる条件が整うよう取り組んでいく旨明記した。さらに、引き続き通常能力を強化し、核によらない攻撃を抑止する上での核兵器の役割を低減していく旨述べている。NPRにおいては、新STARTを超える今後の核削減の可能性についての検討を指示しており、その際に考慮すべき要因として、①地域的抑止、ロシア及び中国との戦略的安定及び同盟国への保証を強化すること、②備蓄弾頭管理計画の実施及び核関連インフラへの投資を通じて、ヘッジとして保持する非配備弾頭の大規模な削減が可能となること、③すべての核兵器の更なる削減を行うためのロシアとの新たな合意を追求することが必要としている。

#### (2) 米国による核弾頭数の公表

2010年NPT運用検討会議会期中の5月3日、米国国防省は、世界の核兵器保有数に関する透明性を高めることは、不拡散の取組と、新STARTの批准及び発効後、更なる削減を追求する上で重要であるとして、米国の核兵器保有数に関して新たに機密解除した情報を公表した。その中で、米国は2009年9月末時点で5,113発の核弾頭を保有し、この数は、1967年米国会計年度末の最大値(3万1,255発)から84%減少したこと、また1989年後半のベルリンの壁崩壊時の水準(2万2,217発)から75%超減少したことが記載された

ほか、1994年から2009年にかけて8,748発の核弾頭を解体した旨公表した。

#### (3) 高信頼性弾頭置換計画

現在、米国は、保有する核弾頭の劣化について弾頭寿命延長計画(LEP : Life Extension Program)により核弾頭の備蓄管理を行っているが、同計画の下では核実験なしで長期間にわたる核兵器備蓄の安全性及び信頼性を維持できるか懸念があるとして、2005年米国会計年度から「高信頼性弾頭置換計画」(RRW : Reliable Replacement Warhead)に基づく研究を行っていた。これは、備蓄核兵器の信頼性、持続性及び確証性を改善するため、既存の核弾頭を置換する長期的信頼性の高い弾頭の研究を行うものであり、また、既存の核兵器と同じ軍事的能力を有し、長期的な信頼性を確保することによって、将来の核実験の必要性を減じるものとされていたが、オバマ大統領就任後初の2010年予算教書においては、RRW計画は停止し、高度化されたLEPを行うことが明記された。

### 2. ロシア

#### 新軍事ドクトリンの発表

2010年2月に、2020年までの国防指針となる「新軍事ドクトリン」が承認された際、核兵器の使用について詳述しているとされる「核抑止分野における2020年までの国家政策の原則」も同時に承認されたが、非公開であるため、ロシアの具体的な核兵器政策は不明である。しかし、2000年に承認された「旧軍事ドクトリン」で、核兵器は「軍事安全保障、国際的安定と平和の維持のための要素」という位置づけでしかなかったが、その後グルジア紛争を経験し、通常戦力の低下も深刻になってきたことから、「新軍事ドクトリン」では、軍事紛争防止のための「重要な要素」として位置付けられた。特に、核兵器の使用については、「旧軍事ドクトリン」では記述されていた「NPT加盟国に対して核兵器を使用しない」という文言は削除され、また、紛争の大小に関わらず「国家の存在そのものが脅威にさらされる場合」

には核兵器使用の権利を留保するとの記述も追加されている。

なお、2008年以降、「コンパクト化」、「近代化」、「プロフェッショナル化」を柱に積極的に進められている軍改革の中でも、戦略核兵器の近代化は最優先事項とされている。特に、ICBM、戦略原潜、重爆撃機が耐用年数の関係から自然減することから、ミサイル防衛突破能力を有するといわれるSLBM「ブラヴァ」の開発を急いでおり、同SLBMを搭載する新型戦略原潜の配備も進めている。

### 3. 中国

中国の核装備や核軍縮措置は明らかになっていない部分が多いが、国際会議における発言等に示された同国の核政策は、次のようなものである。

- 少量の核兵器を保有するのは全くの自衛の必要によるものである。
- 核兵器の先制使用及び核兵器を保有しない国に対する使用または使用の威嚇をしない。
- 核軍備競争に参加しない。

なお、中国の核戦力は、米国及びロシアには及ばないものの、約240発の核弾頭を保有している（SIPRI YEAR BOOK2010）との見方がある。運搬手段としては、地上発射型ミサイル、潜水艦発射型ミサイル及び爆撃機を保有しており、少数ではあるが、米国東海岸を射程におさめるICBMも有しているといわれる。また、他の4核兵器国が兵器用核分裂性物質の生産停止を一方的に宣言しているのに対し、中国はこのような宣言を行っていない。

2008年1月に公表された「中国の国防」においても、核兵器の先制不使用や無条件の消極的安全保証（NSA）について明記されているものの、核軍縮については、最大保有国である米国及びロシアが優先的な責任を負っており、また、グローバルな弾道ミサイル防衛計画は戦略バランスと安定を損ない、国際的及び地域の安全保障に不利益となり、核軍縮の過程に消極的な影響を作り出すと認識している旨記されている。

中国に対しては、日中安保対話、日中軍縮・不

拡散対話等の各種二国間協議の場を通じ、日本から累次働きかけを行っている。最近では2011年1月、東京で日中軍縮・不拡散協議を開催し、日本から、核兵器国による更なる核軍縮・透明性の向上を求めるとともに、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期批准、兵器用核分裂性物質生産モラトリアム宣言を行うよう中国側に要請した。

また、同月行われた日中安保対話では、日本側から中国の安全保障分野における国際的協力への積極的な関与を評価しつつ、周辺諸国の懸念を払拭し、信頼性を醸成させるためにも、中国の国防政策や軍事力近代化について更なる透明性の向上を求めた。

### 4. フランス

フランスは1997年9月、地対地核ミサイルの廃棄を発表して以来、その核戦力において、相手からの攻撃に生き残る第2撃能力の確保を基本とし、残存能力の高い爆撃機搭載方式と潜水艦発射方式の2方式を基本としている。1996年に核兵器用の核分裂性物質の生産終了を宣言し、ピュールラット兵器級核分裂性物質製造工場を閉鎖したほか、南太平洋核実験施設（於：ムルロア）の閉鎖・解体を行った。2008年3月、サルコジ大統領は、シェルブール軍港で行われた新型弾道ミサイル発射型原子力潜水艦「Terrible」の進水式で、フランスは必要最低限の核戦力との原則を堅持し、戦略環境を再評価した結果、航空核戦力の3分の1を削減し、世界で初めて核戦力に関する透明性を確保することとし、核弾頭数は300発以下とする旨表明した。また、2010年NPT運用検討会議に向けた行動計画として、①CTBT早期批准、②透明性があり、かつ国際社会に開かれた形でのすべての核実験施設の解体、③カットオフ条約交渉の早期開始及び兵器用核分裂性物質の生産に関する即時モラトリアム、④5核兵器国による一致した透明性措置、⑤短・中距離ミサイル禁止条約に関する交渉の開始、⑥ハーグ行動規範（HCOC）への参加といった措置を呼びかけ、EUの行動計画として2008年12月、国連事務総長に提出された。

また、2010年9月、国連事務総長主催で行わ

れたCDハイレベル会合では、フランス代表团より2010年NPT運用検討会議のフォローアップとして、2011年にパリで5核兵器国会合を開催することが表明された。

### 5. 英国

英国は、1995年に核兵器用の核分裂性物質及びその他の核爆発装置の生産を終了し、2002年には潜水艦発射弾道ミサイル弾頭「シェバライン」の廃棄を完了したと公表している。2006年12月

に公表された「英国の核抑止力の将来」と題する白書では、運用可能な核弾頭を200発以下から160発以下へと削減し、核弾頭数を20%削減する方針を打ち出したほか、2009年2月に発表された政策ペーパー「核の影の除去：核廃絶に必要な条件の実現」においては、160発以下への削減を完了し、冷戦終了時と比較して核兵器の爆発力の総量を75%削減した旨公表された。同年9月には、ブラウン首相が国家安全保障委員会に対して戦略原潜を4隻から3隻に削減するという方向性

核兵器国の核兵器保有状況

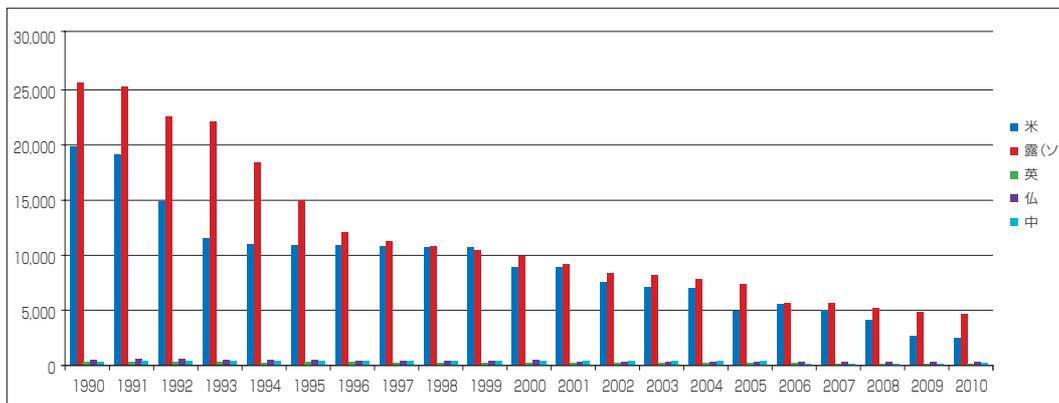
(2010年1月現在)

	内 訳	核弾頭数		運搬手段	
			計		計
米国	ICBM	500	計 2,468 (※)	450	計 791 (※)
	SLBM	1,152		228	
	戦略爆撃機	316		113	
	非戦略核兵器	500		-	
ロシア	ICBM	1,090	計 4,630 (※)	331	計 567 (※)
	SLBM	576		160	
	戦略爆撃機	844		76	
	非戦略核兵器	2,120		-	
英国	地上発射ミサイル	0	計 225	0	計 160
	SLBM	225		160	
	爆撃機等航空機	0		0	
フランス	地上発射ミサイル	0	計 300	0	計 132
	SLBM	240		48	
	攻撃機(艦載機含む)	60		84	
中国	地上発射中長射程弾道ミサイル	134	計 240~ 300	134	計 210
	SLBM	36		36	
	爆撃機(攻撃機含む)	20		40	
	非戦略核兵器	-		-	

出典：2010年SIPRI(ストックホルム国際平和研究所)年鑑  
(※)は配備数

核兵器国の核弾頭総数の推移

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
米	19,924	19,123	14,872	11,536	11,012	10,953	10,886	10,829	10,763	10,698	8,876	8,876	7,600	7,068	7,006	4,896	5,521	5,045	4,075	2,702	2,468
露(ソ)	25,698	25,285	22,555	22,101	18,399	14,978	12,085	11,264	10,764	10,451	9,906	9,196	8,331	8,232	7,802	7,360	5,682	5,614	5,189	4,834	4,630
英	296	300	300	300	250	300	300	260	260	185	185	185	185	185	185	185	185	160	160	160	160
仏	535	621	601	525	510	500	450	450	450	450	464	348	348	348	348	348	348	348	348	300	300
中	318	413	413	435	400	400	400	400	400	400	410	410	402	402	402	402	130	145	176	186	240



出典：1993年～1999年のデータはBulletin of the Atomic Scientists (November/December 2002)  
1990年～1992年、2000年～2010年のデータはSIPRI(ストックホルム国際平和研究所)年鑑

につき報告するよう要請した旨を明らかにした。

2010年5月に誕生したキャメロン新政権においては、核抑止力を維持し続けるとの方針の下、「ヴァンガード」級弾道ミサイル搭載原潜の後継艦の開発と既存の「トライデント」搭載型原潜の延命を決定した。また、2010年NPT運用検討会議が終盤にさしかかる中、ヘーグ外相が透明性に関する措置として、英国が保有するすべての核弾頭数が225発を超えることはない旨公表した。

2010年10月に発表された「戦略防衛見直し(SDSR: Strategic Defense and Security Review)」において、究極の保険政策である独立の核抑止、24時間体制の核抑止の保持及び更新、並びに現在の「ヴァンガード」級の原子力潜水艦の活動期間を延長することなどが記載され、原潜に搭載された核弾頭数を48発から40発に削減し、これにより実戦に使用可能な弾頭を上限120発に削減することが明らかになった。また、「ヴァンガード」級原子力潜水艦に搭載された運用可能なミサイル発射管の数を、現在の12基から数年のうちに8基に削減することも発表された。さらに、核兵器の役割に関し、NPT上の義務を遵守するNPT非核兵器国に対して核兵器を使用しないという強化された消極的安全保証(NSA)を供与する旨表明した。

### 6. 英国・フランス間の協力

2010年11月に行われた英国・フランス首脳会談の中で、両国間で防衛安保協力条約及び核施設関連条約が署名された。核施設関連条約では、独自の核抑止力を維持しつつ、各々の核抑止力の発展及び維持に必要なインフラの効率性を追求することが適当であるとの観点から、両国が各々に同様かつ効果的な施設を建造するより、共同の施設を共同で建造することが規定されている。具体的には、フランスに所在する核抑止力に関連した液体力学実験施設及び英国に所在する技術開発センターを建造・共有することとなっており、2015年からの共同運用が予定されている。

### 7. 北大西洋条約機構(NATO)における議論

欧州では、冷戦終結以降、前方配備された米国

の核兵器は著しく削減されてきたが、依然として少数の核兵器が残存している。正確な配備数及び配備国については非公表であるが、2010年2月、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ドイツ及びノルウェーの外相が、こうした戦術核の問題を含むNATO(North Atlantic Treaty Organization)の核政策についての議論を深めることなどを求める書簡をNATO事務総長宛てに送付するなど、国際的な核軍縮の機運の高まりにあって、NATO内でも核政策をいかに再構築していくかという問題が議論されることとなった。

こうした中で、2010年11月19日及び20日にリスボンで開催されたNATO首脳会合において、11年ぶりに新たな戦略概念(「NATO加盟国の防衛及び安全保障のための戦略概念—積極的関与及び近代的防衛—」(「新戦略概念」))が採択された。「新戦略概念」では、「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」がNATOの中核的任務であると謳っている。また、NATOとロシアの間の協力については、戦略的に重要であり、両者の間で、ミサイル防衛、テロ対策、海賊対策を含む共通の関心分野における政治対話及び実務協力を促進するとしている。さらに核兵器については、NATOとしては核兵器が存在する限りNATOは核の同盟であるとしつつ、同時に、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意であるとしている。また欧州の核兵器の更なる削減には、ロシアによる核兵器の透明性の向上等が必要としている。

#### 【NATO「新戦略概念」ポイント】

- 「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」がNATOの中核的任務。
- NATOは国民の安全に対する脅威を抑止・防護するために必要なあらゆる能力を保持する。
  - ・核・通常兵力の適切な調和を維持。核兵器が存在する限りNATOは核の同盟。
  - ・弾道ミサイル攻撃から国民及び領土を防護するミサイル防衛能力を集団防衛の中核として開発。ミサイル防衛に関し、ロシア及び欧州、他の大西洋地域のパートナーと積極的に協力。
  - ・大量破壊兵器(化学兵器、生物兵器、核兵器等)の脅威、サイバー攻撃、国際テロに対する防衛能力の更なる向上。
- NATO加盟国の領土及び国民の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の危機及び紛争に対し、可能かつ必要な

場合には、危機の防止及び管理、紛争後の安定化及び復興支援に関与。

- NPT の目標に従って、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意。
- 冷戦後、欧州の核兵器は大幅に削減されたが、更なる削

減には、ロシアによる核兵器の透明性の向上等が必要。

- NATO ・ロシア間の協力は戦略的重要性を有する。ミサイル防衛、テロ対策、海賊対策を含む共通の関心分野における政治対話及び実務協力を促進。

### コラム：オバマ米国大統領のブラハ演説と核軍縮に向けた機運の高まり

2009年1月、第44代米国大統領に就任したオバマ大統領は、同年4月にブラハ（チェコ）で演説を行い、「米国は核兵器のない世界の実現に向けて具体的な措置をとる」ことを宣言した。東西冷戦時代、ソ連と競争する形で核開発を行い、また現在世界に存在する核兵器の大部分を保有する二大国の一つである米国がこうした強い意思表示を行ったことは世界的に大きな注目を浴びた。

オバマ大統領は、ブラハ演説の具体的な措置として、国連安保理議長国であった2009年9月に核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合の議長を務め、同会合では「核兵器のない世界」を目指すことを謳う安保理決議第1887号が全会一致で採択された。こうした「核兵器のない世界」に向けたオバマ大統領のビジョン及び努力が高く評価され、同年10月、同大統領にノーベル平和賞が授与されることが決定された。

また、オバマ政権になって以降米国は従来の態度を変更し、日本が1994年以降毎年国連総会に提出し採択されている核軍縮決議の共同提案国となったことは、米国の核軍縮に向けた強い意思表示の一例と言える。

#### 【オバマ大統領のブラハ演説（概要）】

- 米国は、核兵器国として、また核兵器を使用した唯一の国家として、行動をとる道義的責任を有している。
- 明確に、かつ確信を持って、平和で安全な核兵器のない世界を追求するという米国のコミットメントを宣言する。
- 我々（米国）の国家安全保障政策における核兵器の役割を低減させ、他国に対しても同様の措置を取るよう促す。ただし、核兵器が存在する限り、我々はいかなる敵をも抑止し、同盟国の防衛を保障するための安全で効果的な核兵器を維持する。我々はこれによる更なる削減の段階を準備し、すべての核兵器をこの努力に取り込むことを追求する。
- ロシアと新たな戦略兵器削減条約の交渉を行う。
- 即時に、また積極的に、CTBTの批准を追求する。
- 核兵器に用いることを意図した核分裂性物質の生産を禁止するため、米国は、検証可能な新たな条約の交渉を追求する。
- NPTを強化する。ルールを遵守せずNPTから脱退しようとする国に対しては、実質的かつ即時の応報をもたらすことが必要。
- 2010年中に「核セキュリティに関する世界サミット」を開催する。

2010年4月6日には米国の核政策・核態勢等に関する包括的な指針である「核態勢の見直し（NPR）」を発表し、その中で米国および同盟国の安全保障を確保しつつ、核兵器の数と役割を低減させるとの方針を明確にしたほか、従来の消極的安全保証（NSA）を強化する用意がある点にも触れており、日本としても、ブラハ演説で提唱された「核兵器のない世界」に向けた具体的な第一歩として評価している。

また、同年4月8日には、メドヴェージェフ・ロシア大統領とともに新たな核兵器削減に関する新STARTに署名し、同条約は同年12月に米国議会上院で承認された。また、同年4月12日～13日には核セキュリティ・サミットを主催し、47カ国3国際機関が参加し、核テロ対策を強化するために具体的な措置をとる必要性について一致するなど（第8章第1節4. 参照）、ブラハ演説で提案した措置を実行に移してきた。

こうした一連の具体的な行動は、国際社会における核軍縮の機運をさらに後押しすることとなり、2010年NPT運用検討会議では10年ぶりに最終文書が採択された。

さらに、同年8月6日には、広島平和記念式典に米国の政府代表として初めてルース駐日米国大使が出席し、日本政府としてもこれを歓迎した。



核不拡散・核軍縮に関する国連安保理首脳会合  
（写真提供：UN photo/Eskinder Debebe）

## 第4章

# 地域の不拡散問題と日本の取組

### 第1節 北朝鮮

#### 1. 北朝鮮をめぐる最近の情勢

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画を有していることを認めたことを契機として核問題は深刻化し、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射、10月には核実験実施発表に至った。2007年から2008年にかけて寧辺の3つの核施設（5MWe実験炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設）の無能力化作業への着手及び核計画についての申告もなされたが、北朝鮮は、2009年4月にミサイルを発射、5月に核実験実施を発表した。6月には新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、7月には複数発の弾道ミサイルを発射、9月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表した。2010年11月には、米国のプリチャード元朝鮮半島和平担当特使、ヘッカー・スタンフォード大学教授（元ロスアラモス研究所長）が寧辺を訪問した際、実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させた旨が報告されている。その際、北朝鮮側は、軽水炉の建設は国家の電力需要に応えるためであり、2012年に稼働させることが目標である、また、ウラン濃縮施設は軽水炉用核燃料の製造のためであり、2,000台の遠心分離機が既に稼働しており、濃縮度は平均3.5%である旨説明したとされている。

このように強硬姿勢を強めている北朝鮮に対

し、国連安保理は、北朝鮮による核実験を非難し、制裁措置を課す内容の決議第1718号（2006年10月）及び同第1874号（2009年6月）をそれぞれ採択し、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全に検証可能かつ不可逆的な方法で放棄し、直ちに関連するすべての活動を停止することを義務付けたが、北朝鮮はこうした安保理決議上の義務を果たしてきていない。

#### 2. 六者会合を通じた北朝鮮の核放棄に向けた取組

2003年8月から開催されている六者会合（日本、米国、中国、韓国、ロシア及び北朝鮮が参加）において、2005年9月の第4回会合で共同声明が採択され、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画の放棄、並びに、核兵器不拡散条約（NPT）及び国際原子力機関（IAEA）保障措置に早期に復帰することを約束した。この共同声明は、六者会合のプロセスにおいて初めての合意文書であり、かつ、その中で、北朝鮮が「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な放棄を約束している意味は大きく、北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた重要な基礎となるものである。

この共同声明に基づき、2007年2月8日から13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合で「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択され、北朝鮮による寧辺の核施設の活動停止及び封印、必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰、さらに、「初期段階」の次の段階における措置として、すべての核計画の完全な申告の提出及びすべての既存の核施設の無能力化等の実

施等に合意し、同年7月には、IAEAにより寧辺の5つの核施設の活動停止が確認され、封印及び監視に必要な措置がとられるに至った。

2007年10月3日には、第6回六者会合第2次会合において「共同声明実施のための第2段階の措置」が採択され、非核化については以下の諸点が合意された。

- 「無能力化」：北朝鮮はすべての既存の核施設を無能力化することに合意。2007年末までに、寧辺にある5MWe黒鉛炉、再処理工場、核燃料棒製造施設の無能力化の完了。
- 「申告」：2007年末までに、北朝鮮はすべての核計画の完全かつ正確な申告を行うことに合意。
- 「不拡散」：北朝鮮は、核物質、技術及びノウハウを移転しないことを再確認。

この合意に基づき、2007年11月、寧辺の5MWe黒鉛炉、再処理工場、燃料棒製造施設の無能力化作業が開始され、同月28日には、日本を含む六者会合メンバー一行が寧辺を訪問し、作業の進捗状況を確認した。また、申告については、期限から大幅に遅れたものの、2008年6月26日に六者会合議長国である中国に提出された。その後、非核化を検証するため、六者会合の枠組みの中に検証メカニズムを設置することで合意されたが、その具体的枠組みに関して合意に至らず、2008年12月の六者会合首席代表者会合を最後に、六者会合は膠着状態に陥っている。

日本は、引き続き北朝鮮に対し、2005年9月の六者会合共同声明に明記された、「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に向けた措置を着実に実施するよう求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き関係国と緊密に連携していく考えである。

### 3. 核兵器不拡散条約（NPT）・国際原子力機関（IAEA）等

北朝鮮は、1993年3月12日、NPT脱退を国連安保理に通知したが、通知後3か月目に当たる同年6月12日（NPT第10条1では、脱退の通知期間を3か月前と定めている。）の直前の6月11日、「NPT脱退発効の中断」を表明する米朝共同声明

が発表され、北朝鮮はNPTにとどまることとなった。その後、1994年10月に米朝間で合意された「合意された枠組み」に基づき、北朝鮮はNPTの締約国の地位にとどまることを改めて受け入れ、同条約に基づく保障措置協定の履行を認めた。しかし北朝鮮は、2002年10月にウラン濃縮計画の存在を認めたことを契機とした核問題の高まりの中で、2003年1月10日、国連安保理議長宛てに書簡を発出し、「1993年の脱退発効の中断の解除」、すなわちNPT脱退の意図を表明した。2010年4月には、北朝鮮外務省が備忘録を発表し、北朝鮮として、他の核保有国と平等な立場に立っているとの考えを強調した。

2010年5月に開催されたNPT運用検討会議は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄を含む約束を果たし、早期にNPTに復帰し、IAEA保障措置協定を遵守するよう求めるとの内容を含む最終文書を採択した。IAEAも、総会において北朝鮮の核問題の解決を促す内容の決議を採択してきており、2010年9月の総会でも、北朝鮮に対し、NPTを完全に履行し、包括的保障措置の完全かつ効果的な実施に向けてIAEAと適切に協力するよう要請し、北朝鮮がNPT上の核兵器国の地位を有し得ないことを再確認する内容を含む決議を採択した。

IAEAは、六者会合との関連では、2007年2月8日から13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合で採択された「共同声明実施のための初期段階の措置」において寧辺の核施設の活動停止及び封印のために必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰が求められ、同年7月14日、IAEA代表団が北朝鮮入りし、同17日には5つの施設（寧辺の4施設すなわち①核燃料棒製造施設、②5MWe黒鉛炉、③再処理工場及び④50MWe黒鉛炉（建設中）、並びに泰川の⑤200MWe黒鉛炉（建設中））の活動停止を確認し、同年8月17日、封印及び監視に必要なすべての措置がとられた旨報告がなされた。日本は同年9月、こうしたIAEAの北朝鮮における監視・検証のための活動に対して、50万ドルの貢献を行った。

また日本は、各種の国際会議、首脳会談等の外交上の機会をとらえて北朝鮮問題を提起し、諸外

国からの理解と協力を得ている。例えば、G8については、2010年6月のG8ムスコカ・サミット首脳宣言において、北朝鮮の核実験及びミサイル活動が地域及び域外の緊張を更に増大させており、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することに対する最も重大な懸念が表明された。また、このような脅威に関する包括的な解決の実現及び、2005年の六者会合共同声明の実施に向けた努力に対する支持が再確認され、北朝鮮に対し、安保理決議第1718号及び同第1874号に従い、IAEAとの保障措置協定に厳密に従って行動し、完全で検証可能かつ不可逆的な方法ですべての核兵器、既存の核及び弾道ミサイル計画並びに拡散活動を放棄するよう求めつつ、北朝鮮はNPT上の核兵器国の地位を有しておらず、また有することはできない旨等が表明された。

### 4. ミサイル問題

北朝鮮のミサイル計画は、その開発・実験に加え、従来からの拡散活動を通じ、核問題ともあいまって、アジア太平洋地域だけではなく、国際社会全体に不安定性をもたらす要因となっている。

1999年に北朝鮮側がミサイル発射モラトリアムを発表した後、米朝間でミサイル協議が行われ、2000年10月のオルブライト米國務長官訪朝の際にも、金正日国防委員長キムジョンイル他と、ミサイル問題全般について議論が行われた。日朝間では、2002年9月の日朝平壤宣言において、北朝鮮は、ミサイル発射モラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明し、ミサイル問題を含む安全保障上の問題の解決を図ることの必要性を確認した。2003年8月、北京で開催された六者会合において、日本は、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮の弾道ミサイル問題を含む諸懸案を解決すべき旨を主張した。同会合の議長総括においては、「六者会合の参加者は平和的解決のプロセスの中で、状況を悪化させる行動をとらないことに同意した」との言及がなされた。しかし、2005年3月、北朝鮮は、外務省の発表した「備忘録」の中で、「我が国はミサイル発射の保留においても、現在如何なる拘束力も受けていない」と主張した。2006年7月5日、日本を含む国際社会の事前の

警告にもかかわらず、北朝鮮はテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射を強行した。北朝鮮は2009年4月5日及び同年7月4日にもそれぞれミサイルを発射した。

2006年7月5日の弾道ミサイル発射は、日本の安全保障や国際社会の平和と安定、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であるとともに、日朝平壤宣言にあるミサイル発射モラトリアムにも違反し、六者会合の共同声明とも相容れないものである。日本はこれに対し、北朝鮮に対する制裁措置を実施し、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択し、北朝鮮による弾道ミサイルの発射を非難するとともに、北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求した。

その後国連安保理は、決議第1718号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計画を完全で検証可能かつ不可逆的な方法で放棄すべき旨決定し、決議第1874号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認すべきことを決定し、北朝鮮に対する厳しい制裁措置を導入・強化した。2009年4月5日及び同年7月4日のミサイル発射は、こうした累次の安保理決議に違反するものである。

日本は、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）や弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）を通じ、ミサイル及び関連技術の不拡散を目指す政策協調を図っている。こうした取組に加え、北朝鮮とミサイル分野で協力関係にあると見られる国に対し、協力を一切断つように働きかけ、さらにはグローバルな規範を強化していくことも重要である。

### 5. 北朝鮮の調達・拡散活動

北朝鮮は、大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル等）の開発のための調達活動や、自らの軍需品・軍事技術の拡散活動を行っていると思われる。国連安保理によって設置された北朝鮮制裁委員会専門家パネルは、2010年11月に発表さ

れた最終報告書において、こうした北朝鮮の活動について、次のような点を指摘している。

- 在外公館と密接につながる貿易事務所を通じた幅広いネットワークを維持しつつ、外国の犯罪組織とも関係を築き、物資の輸送を行っている。
- イラン、シリア、ミャンマー等における核・弾道ミサイル関連活動に関与している可能性がある。
- 軍需品の輸出は、北朝鮮の主要な外貨獲得手段。アジア、アフリカ、南北アメリカへの輸出が多い。
- 2009年に国連安保理が制裁対象に指定した企業の活動を別の企業に素早く移す動きがあった。
- かつては貨物の輸送に北朝鮮籍船舶を使っていたが、外国所有・外国籍船舶による輸送に切り替え始めていると見られる。
- 海上輸送の際に貨物の真の発送者・受取人や中身をこまかすような様々な工夫をしている。
- 高価なあるいは機微な武器の輸送のために航空機が利用されている。
- 武器の部品を輸送し、相手国内で組み立てる手法をとることもある。
- 様々な手段を用いて送金の実態を隠している。

日本は、安保理決議に定められたものを含め、下記6.のような厳しい制裁措置を実施しながら、北朝鮮による調達・拡散活動の防止に努めている。

## 6. 北朝鮮に対する制裁措置

北朝鮮による2006年7月5日の弾道ミサイル発射を受け、日本は、万景峰92号の入港禁止等の一連の措置を発表した。また、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、決議第1695号を全会一致で採択した。日本は、同決議の着実な実施の一環として、既存の厳格な輸出管理措置に加え、同年9月、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器開発計画に関連する15団体・1個人を指定し、資金移転防止措置を実施した。

さらに、北朝鮮は同年10月9日、核実験実施を発表した。北朝鮮による核実験は、日本のみならず東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、NPT体制に対する重大な挑戦であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合共同声明、安保理決議第1695号等に違反する行為であり、断じて容認できないものである。日本はこ

のような立場から、すべての北朝鮮籍船の入港禁止や北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置の実施を決定した。国連安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。日本は、厳格な輸出管理等、安保理決議第1718号の求める措置の多くを従来実施してきたが、この決議の採択を受け、同年11月より、北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置を新たに実施した。

2009年5月25日、北朝鮮は再び核実験実施を発表した。これを受けて国連安保理は、北朝鮮に対する制裁措置を強化する決議第1874号を全会一致で採択した。日本は、「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」の制定を含め、5団体・5個人の資産凍結措置等、同決議の内容を着実に実施してきている。

なお、日本は、拡散活動に対する輸出管理の面において、2002年4月に導入した、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発に用いられる懸念がある物資の輸出を規制するための「キャッチオール規制」の運用強化に取り組んでおり、北朝鮮向けの不正輸出を防止、摘発した事例もある。

### (参考) 日本の企業による、北朝鮮の大量破壊兵器及びミサイル開発に関連した機器等の不正輸出の一例

2002年11月、株式会社明伸が、核兵器開発（ウラン濃縮）への転用が懸念される直流電源安定化装置3個の北朝鮮向けの輸出を試みたところ、キャッチオール規制に基づき、経済産業大臣の許可を申請すべき旨通知を受けた。しかし、同社は許可の申請を行わず、2003年4月、タイを経由し北朝鮮に対し迂回輸出を試みたところ、日本の要請を受けた香港税関に差し押さえられた。裁判の結果、2004年3月に輸出者に対し懲役1年（執行猶予3年）、罰金200万円の刑が確定し、また、経済産業省は、輸出者に対し、3か月間輸出を禁止する行政制裁を科した。

## 7. 生物・化学兵器問題

北朝鮮は1987年3月に生物兵器禁止条約を批准したが、「国家レベルで、生物兵器に関する能力を高めることに専念しており、それによる兵器を生産、使用目的で保有している可能性がある」

との見方がある（2005年米国務省報告書等）。北朝鮮は化学兵器禁止条約（CWC）に加入しておらず、化学兵器を保有しているとの見方もあり

（2003年下半期CIA議会報告書等）、化学兵器禁止機関（OPCW）及び日本は、様々な場面で北朝鮮に条約加入を呼びかけている。

### 第2節 イラン及びその他中東諸国

#### イラン

##### 1. 核問題の概要

2002年の反体制派の告発を契機として、イランが長期間にわたり、拡散上機微な核活動を繰り返し、IAEA保障措置協定に違反してきたことが明らかとなった。これに対して、国際社会は強い懸念を表明し、イランに対して、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求めるIAEA理事会決議を2005年9月までに8本採択し、その履行を求めてきた。英国、フランス、ドイツ（EU3）は、イランと交渉し、2004年11月にウラン濃縮関連活動の停止等についての合意（パリ合意）に至ったが、その後のEU3とイランの交渉は不調に終わり、イランが核活動を再開したことで合意は継続しなかった。イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、ウラン濃縮関連活動等を継続・拡大した。

2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、翌2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議が採択され、これ以降、イランの核問題は国連安保理でも協議されることとなった。同年7月末、国連安保理は、決議第1696号を採択し、イランにウラン濃縮関連活動の停止等を義務付けた。2006年12月には、国連憲章第7章第41条の下での制裁措置を含む安保理決議第1737号が採択され、翌2007年3月には制裁内容を強化する安保理決議第1747号が採択され、国際社会の圧力はさらに高まった。しかし、その後もイランは安保理決議が求めているウラン濃縮関連活動等の停止を行わず、2008年には安保理決議第1803号及び同第1835号が採択された。さらに、イランが新たなウラン濃縮施設を建設していることが2009年に明らかとなり、また2010年には約20%のウラン濃縮を開始したこと

等を背景に、国際社会の圧力が一層高まり、2010年6月に安保理決議第1929号が採択された。

しかしながら、イランはウラン濃縮関連活動等の継続・拡大の姿勢を崩しておらず、国際社会の強い懸念は依然として払拭されていない。

##### 2. IAEA等における核問題の動きとEU3による外交努力(2002年～2006年3月)

2002年、イランの反体制派組織は、イランがナタンズとアラクに大規模原子力施設を秘密裡に建設していることを暴露した。IAEA事務局による検証活動の結果、イランが長期間にわたり、国内各地で、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む様々な核活動をIAEAに申告することなく繰り返していたことが明らかとなり、2003年9月のIAEA理事会は、ウラン濃縮関連活動の停止などをイランに求める日本・オーストラリア・カナダ提案の決議を採択した。IAEA理事会は、上記決議以降、2006年2月までの間に、9本の決議を採択し、拡散上機微な核活動の停止や過去の核活動の解明に向けたIAEAへの協力を始めとするイランへの要求を続けた。

イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、2003年末にはIAEA追加議定書に署名するなど、前向きな対応もみせたが、追加議定書の暫定実施を行ったものの批准はしなかった(注)。

(注) イランは、1970年にNPTに加入し、1974年にはIAEAとの間で包括的保障措置協定を締結した。

イランの核問題発覚以降、EU3各政府は、IAEAの枠内での外交的解決を目指してイラン政府と交渉し、2004年11月、イランによる濃縮関連活動の停止を含む合意（パリ合意）が成立し、イランは濃縮関連活動を停止した。2005年8月、

EU3は、パリ合意に基づくイランとの交渉の結果として、対イラン協力に関する包括的な提案を提示したが、強硬保守派のアフマディネジャード・イラン大統領の新政権はこれを拒否。イランは、パリ合意に基づき停止していたウラン濃縮関連活動のうち、ウラン転換活動の一部を再開し、同月のIAEA特別理事会決議によるウラン濃縮関連活動の完全な再停止の要求にも従わなかった。

このため、2005年9月、IAEA理事会は、IAEA憲章の規定に基づいて国連安保理に報告しなければならない「違反(non-compliance)」を認定する一方、国連安保理への報告の時期及び内容については、IAEA理事会が検討するとした上で、イランに対してIAEAへの更なる協力とウラン濃縮関連・再処理活動の再停止を求める理事会決議を賛成多数(全理事国35か国中、賛成22(日本を含む)、反対1、棄権12)で採択した。

2006年1月、イランはIAEA査察官の立ち会いの下、ナタンズにおけるウラン濃縮関連の研究開発活動を再開した。これを受け、EU3及びEU、米国、中国、ロシアは本件を国連安保理に報告する方向で原則一致した。2月、IAEA特別理事会において国連安保理への報告等を内容とする決議が賛成多数(全理事国35か国中、賛成27(日本を含む)、反対3、棄権5)で採択された。この直後、イランは、追加議定書の暫定実施を取りやめること等をIAEAに通報したのに続き、2月中旬、ナタンズのウラン濃縮施設で小規模のウラン濃縮活動を再開したことを発表し、IAEA査察官もこれを確認した。

その後、ウラン濃縮をイラン国内ではなく、ロシア国内に設立する合弁企業で行うとのロシア提案をめぐって、ロシアとイランの協議が行われ、関係国からイランに対する働きかけも行われたが、イランは自国内での研究開発目的のウラン濃縮活動の継続に固執したため、事態に進展は見られなかった。2006年3月のIAEA理事会では、理事会決議の採択は行われず、2月27日発出のIAEA事務局長報告が国連安保理に伝達された。これに伴い、イランの核問題は国連安保理においても議論がされることになった。

### 3. 国連安保理における動きと外交努力の継続(2006年3月～2006年12月)

2006年3月末、国連安保理は、イランの核問題に関する議長声明を発出し、イランに対して、IAEA理事会の要求事項を履行するよう求めるとともに、すべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ継続的な停止を再度行うことの重要性を強調した。しかし、4月、イランは3.5%の濃縮ウランの製造に成功したことを発表するなど、その後も濃縮関連活動を継続・拡大した。

2006年5月末、米国は、イランがウラン濃縮関連活動及び再処理活動を完全かつ検証可能な形で停止し次第、EU3とともに交渉のテーブルにつく用意がある旨の提案を行い、6月初旬、ソラナEU共通外交・安全保障政策担当上級代表、EU3、ロシアの代表がテヘランを訪問し、EU3、米国、ロシア、中国の6か国(EU3+3)が合意したものとして、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行い得る協力を含む包括的な提案をイランに提示した。しかし、イラン側からは真摯な対応がなされず、同提案をめぐる正式交渉には至らなかった。EU3+3は、ウラン濃縮関連活動の停止等を義務化する国連安保理決議の採択を目指すこと、及び、イランが同決議に従うことを拒否する場合には、国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む安保理決議の採択に向けて作業を行うことに合意した。2006年7月、ロシアのサンクトペテルブルクで開催されたG8首脳会議において、これを支持する「不拡散に関する声明」が発出された。

2006年7月31日、イランの核問題に関する最初の安保理決議となる決議第1696号が採択(賛成14(日本を含む)、反対1)された。同決議は、イランに対しすべてのウラン濃縮関連・再処理活動の停止を義務付け、8月末までに同決議を遵守しない場合には国連憲章第7章第41条下の適当な措置を採択するとした。イランは、期限前にEU3+3の包括的な提案に対して回答したが、安保理決議第1696号の要求に応える内容ではなかった。イランのこのような対応は、IAEA事務局長報告においても確認された。

2006年9月に入り、ラリジャニ・イラン国家

安全保障最高評議会（SNSC）書記とソラナ EU 上級代表が数次にわたって会談するなど、イランとの交渉再開に向けた関係国の外交努力が行われたが、ウラン濃縮関連活動等の停止をめぐる立場の相違を埋めるには至らず、交渉再開には結びつかなかった。これを受け、10月初旬、EU3+3 外相会合が開催され、交渉による解決策を引き続き模索しつつも、国連憲章第7章第41条下の措置を含む国連安保理決議の採択に向けた議論を開始することに合意した。

### 4. 国連安保理による制裁決議の採択とイランの対応(2006年12月～2008年12月)

2006年12月23日、国連安保理は、国連憲章第7章第41条の下で、イランに対してすべてのウラン濃縮関連活動、再処理活動及び重水関連計画の停止等を再度義務付けるとともに、すべての国連加盟国に対しイラン制裁措置を義務付け、かつ要請する決議第1737号を全会一致で採択した（制裁内容は、第6部第1章第3節参照）。これに対しイランは、同決議を直ちに拒否し、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大したことから、EU3+3を中心に、更なる制裁措置を含む次の安保理決議について協議が開始された。

2007年3月24日、国連安保理は、制裁内容を追加した決議第1747号を全会一致で採択した。イランは、同決議にも反発する姿勢を示し、同年4月9日、アフマディネジャード大統領は、ナタンズでの「原子力の日」の祭典において、「イランが核燃料製造の分野で、産業規模の製造技術を有する国の仲間入りを果たした」と述べ、濃縮活動を拡大・継続する意向を改めて明確にした。

安保理決議による制裁措置と並行して、EU3+3の外相は、決議第1747号採択直後に、濃縮関連活動と制裁の「二重の停止」提案の実現を追求する声明を发出して、交渉による問題解決に向けた努力を継続した。2007年4月以降も、ソラナ EU 上級代表とラリジャーニ SNSC 書記が数回にわたり会談を行ったが、EU3+3 とイランとの正式交渉に向けた具体的な進展はみられなかった。また、6月にドイツのハイリゲンダムで開催された G8 首脳会議では、G8 の結束とイランに安保理決議

の履行を強く迫る内容を盛り込んだ「不拡散に関するハイリゲンダム声明」が採択され、国際社会の圧力はさらに強まった。

2007年6月下旬、エルバラダイ IAEA 事務局長とラリジャーニ SNSC 書記がウィーン（オーストリア）において2回会談し、プルトニウム分離実験、濃縮ウランによる汚染の起源に関する問題や P1 及び P2 型遠心分離機の技術獲得の問題を含む「未解決の問題」の解決に向けた「行動計画（plan of action）」（後に「作業計画（work plan）」と呼ばれる。）を2か月以内に作成することで合意した。

2007年7月から8月下旬にかけての協議の結果、イランと IAEA との間で「作業計画」がまとめられ、IAEA が未解決としている過去のイランの核活動や、ナタンズの燃料濃縮プラントへの保障措置の適用などのいくつかの問題の解決に向けた手順や目標期限が盛り込まれた。また、その直後に发出された IAEA 事務局長報告は、「未解決の問題」のうちプルトニウム分離実験問題は解決したと結論付け、イランが IAEA 査察官の新規指名や重水炉へのアクセスにつき IAEA の要求の一部に応じる一方で、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大していることを確認した。

2007年9月末、EU3+3 の外相が会談し、「対話」と「圧力」の二重トラック・アプローチ（dual track approach）を取ることを再確認しつつ、同年11月のソラナ EU 上級代表及びエルバラダイ IAEA 事務局長の報告がそれぞれの取組につき肯定的な成果を示さない限り、国連安保理で投票に付すことを念頭に、国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む3本目の国連安保理決議案を作成することに合意した。

2007年10月から11月にかけて、ソラナ EU 上級代表とイラン側の協議が行われたが、イラン側からは前向きな対応は示されず、また、11月に发出された IAEA 事務局長報告は、「未解決の問題」の解決に向けた一定の進展に言及しつつも、イランが安保理決議の要求事項を遵守していないと明記した。このような動きを受け、次の安保理決議採択に向けた協議が継続された。また、同年12月、米国は、イラン政府の指示で軍部が核兵器開

発を行い、2003年秋以降開発を停止したが、イランが少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けているとの評価を記した国家情報評価書を公表した。2007年8月にIAEAとの間で「作業計画」が策定されてから、イランの核活動の軍事的側面の可能性に関する「疑わしい研究」の解明に向け、イランとIAEAとの間で協議が2008年を通じて断続的に行われた。

2008年3月3日、国連安保理は、イランが安保理決議及びIAEA理事会決議を遵守していないことを受け、制裁措置を更に追加する決議第1803号を採択した（賛成14、棄権1）。その後、2008年5月、イランは、EU3+3に対し、政治・安全保障、経済協力及び原子力協力を柱とする提案を提示。同年6月には、EU3+3も2006年に提示した包括的提案の改訂版及び今後の交渉の筋道に関する案をイランに提示した。翌7月には、ソラナEU上級代表とジャリリSNSC書記会談が会談を行ったが、イランは、双方の提案の共通項から交渉を開始することができるとし、EU3+3の提案に対する明確な回答は行わなかった。米国等は、イランが回答しないことをもって国連安保理で対イラン制裁の強化を議論すべしと主張し、その後、同年9月にイランに累次の安保理決議の義務の完全な遵守を要請する安保理決議第1835号が全会一致で採択された。

## 5. 国連安保理による新たな制裁決議の採択（2009年1月～）

2009年1月にイランとの直接対話を通じた問題の解決を標榜するオバマ新政権が発足した米国は、同年4月、イランの核問題に関するイランとEU3+3との協議に完全な参加国として出席する旨表明した。しかし、こうした米国の姿勢の変化に対し、イランは具体的な行動で判断するとの立場を崩さなかった。また、イランは、2008年5月に提示した提案の改訂版を同年9月にEU3+3に提示したが、その提案ではイランの核問題については解決済みでありEU3+3との協議では議論しないとの立場をとった。

2009年9月には、イラン中部のフォルド（コム近郊）に新たなウラン濃縮施設を建設中である

ことが明らかとなり、国際社会の批判が高まった（オバマ米国大統領、サルコジ・フランス大統領、ブラウン英国首相が緊急記者会見でフォルドの存在を指摘し、批判）。こうした中、同年10月、イランとEU3+3は1年以上行われていなかった協議を実施し、次回会合の開催、フォルドの新たな濃縮施設へのIAEA査察官の受入れ、約1年以内に燃料切れとなるとされているテヘラン研究用原子炉（TRR）の燃料を製造するために、ナタンズにおけるウラン濃縮施設で製造してきた低濃縮ウランをその原料として国外に輸送することについて原則として合意したとされた。しかし、新たな濃縮施設への査察は実施されたものの、イラン製低濃縮ウランの国外移送については、その方法に係る具体的な合意が形成されないまま、現在に至っている。

2010年2月、イランが上記TRRへの燃料が必要であることを理由に、約20%のウラン濃縮を開始した結果、再びイランに政策変更を迫る圧力を高めるべきとの気運が高まり、同年6月9日、国連安保理は、武器禁輸の拡大、弾道ミサイル開発の規制、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）等の包括的な制裁措置等を含む決議第1929号を採択した（賛成12（日本を含む）、反対2、棄権1）。

## 6. 核問題に関する日本の立場

イランの核問題について、日本は、国際的な核不拡散体制の堅持、北朝鮮の核問題への対応との関係、国際社会のエネルギー供給に大きな影響を有する中東地域の安定の観点からも、断固たる対応が必要と考えている。日本を含む国際社会からの呼びかけにもかかわらず、イランが依然としてウラン濃縮活動を継続・拡大していることは極めて遺憾である。日本としては、イランが、累次のIAEA理事会及び国連安保理決議に従い、すべての濃縮関連活動及び再処理活動を速やかに完全かつ継続的に停止した上で、交渉に戻ることを強く期待している。

日本としては、イランが世界の声に耳を傾ける

ように国際社会が一致して働きかけていくことが重要と考えており、今後とも、本件の平和的・外交的解決のために積極的役割を果たしていく考えである。日本としては、これまで問題解決のために外相レベル等での外交努力を行ってきており、引き続き、あらゆる機会をとらえイランに対して強く働きかけていく。

また、制裁措置の実効性を確保するためには、一部の国だけでなくすべての国連加盟国が制裁を実施するという普遍性が重要であり、日本が国連安保理非常任理事国を務めた2009年及び2010年の2年間、国連安保理のイラン制裁委員会の議長国として貢献を行った。

### 7. ミサイル問題

イランは、近年も、「シャハーブ3」等のミサイル発射実験を行うなど、ミサイル関連活動を継続してきているが、イランによるこのような活動は、イランの核問題とも相まって、地域の安定及び国際社会の安全に対し重大な影響を及ぼしかねないものとして懸念される。そのような中、日本は、ミサイル発射を含むイランのミサイル関連活動に対しては、これまでも、あらゆる機会をとらえて、累次にわたり遺憾の意を表明してきた。

2010年6月に採択された安保理決議第1929号においては、イランが核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）を実施してはならないことが決定された。日本としては、イランに対し安保理決議を誠実に履行するよう強く求めていく。

### イスラエル

イスラエルは中東においてNPTに加入していない唯一の国である。イスラエルは既に核兵器を保有していると指摘されているが、イスラエル政府は、核兵器の保有を肯定も否定もしないとの立場をとっている。中東諸国は、イスラエルに対しNPT加入、核兵器保有の断念等を求めた中東における核拡散の危険に関する国連総会決議案を提出するなど、一貫してイスラエルの姿勢を批判している。これに対しイスラエルは、同国の存在自

体を否定している国々が周囲に存在すること等を理由に挙げ、核政策に関する曖昧政策の下、NPTに加入することはできないとの立場を堅持している。

他方、中東諸国の中には、イスラエルも批准していない包括的核実験禁止条約（CTBT）、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）等につき、同国がNPTに加入するまでは締結しないとの立場をとる国もある。

日本は、あらゆる機会をとらえ、イスラエルに対し、NPTへの加入も含め、大量破壊兵器等の軍縮・不拡散体制への参加を強く求め、また、中東における大量破壊兵器の問題を解決するためにイニシアティブを発揮するよう繰り返し要請している。

また、日本は、中東地域のシリア、エジプト、イラン等の各国に対しても、大量破壊兵器の関連条約への加入等を求めるなど、積極的な働きかけを行ってきている。

同様に、日本は、中東非大量破壊兵器地帯の創設を支持してきており、1974年以降国連総会で毎年採択されている中東地域における非核兵器地帯の創設に関する決議や、1995年のNPT運用検討・延長会議で採択された中東に関する決議を支持している。この点に関し、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画において、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国、ロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が支持されたことは、中東に関する決議の履行に向けた具体的措置として重要な成果であり、日本としても同会議開催に向けた取組に協力していく考えである。

#### 【参考1 国連総会決議「中東における核拡散の危険」】

##### 1. 経緯

第34回総会（1979年）において、イスラエルが対南ア核協力を含む核武装政策を推進しているとして、各国にイスラエルとの核協力中止を要請する旨の決議が採択され、以後同旨の決議が毎年採択されている。本件は従来「イスラエルの核武装」と題する決議で扱われてきたが、第49回総会（1994年）から決議名が「中東における核拡散の危険」に変更されている。また、第51

回総会（1996年）から第54回総会（1999年）までの決議では、「NPT未加入である中東地域唯一の国」という形でイスラエルを黙示的に示していたが、第55回総会（2000年）以降、同国の国名を再び明示する形となっている。

## 2. 決議（2009年）の概要

本件決議は、2000年NPT運用検討会議における中東に関する結論を歓迎し、イスラエルが遅滞なくNPTに加入し、核兵器を開発、製造、実験又は取得しないこと及び核兵器の保有を断念すること、並びに当該地域のすべての国の間での重要な信頼醸成措置及び平和と安全を促進する措置として、保障措置下でない原子力施設をすべてIAEAのフルスコープ保障措置（包括的保障措置協定）下におくよう要請するもの。

## 3. 決議（2009年）の採択

本件決議案は、アラブ連盟からなる共同提案国を代表してエジプトによって提出され、次の票決結果にて総会において採択された。

賛成163（含：日本）－反対4（含：イスラエル）－棄権6

### 【参考2 国連総会決議「中東地域における非核兵器地帯の創設」】

#### 1. 経緯

第29回総会（1974年）以降、エジプトが毎年本件決議案を提出。本件決議案に関しては、イスラエルが核兵器を放棄すべきであるとする中東諸国と、中東和平プロセスの推進が先であるとするイスラエルとの間で主張が大きく異なっているものの、第35回総会（1980年）以降はイスラエルも反対せず、コンセンサスによる採択が続いている。ただし、第64回総会（2009年）においては、それに先立つ第53回IAEA総会での「イスラエルの核能力」に関する決議採択に向けた中東諸国の対応に不満を持つイスラエルの要請により、「中東におけるIAEA保障措置の適用」に関するIAEA総会決議に言及する主文パラグラフ3が分割投票に付された。

## 2. 決議（2009年）の概要

本件決議は、すべての直接的関係国に対し、中東非核兵器地帯設置提案の実施のための必要な措置をとることを検討するよう要請し、同目的の促進のため、関係国に対し、NPTを遵守するよう求め、すべての加盟国に対し、全面的で完全な軍縮の目標及び中東非大量破壊兵器地帯設置に貢献する適切な手段を検討するよう奨励するもの。

## 3. 決議（2009年）の採択

本件決議案はエジプトによって提出され、分割投票に付された主文パラグラフ3は次の票決結果にて維持され、決議案全体としては無投票にて総会において採択された。

主文パラグラフ3：賛成169（含：日本）－反対0  
－棄権3（イスラエル、インド、マーシャル諸島）  
全体：無投票採択

### 【参考3 1995年NPT運用検討・延長会議「中東に関する決議」】

#### 1. 経緯

NPTの無期限延長を決定した1995年NPT運用検討・延長会議では、「中東に関する決議」も同時に採択された。これは、イスラエルの核兵器保有の可能性に懸念を抱くアラブ諸国の要求に基づき、NPT無期限延長のためのパッケージの一つとして、米国、英国、ロシアにより提案されたものである。2000年NPT運用検討会議では、中東に関する決議がNPT無期限延長の基礎であることが確認された。

## 2. 決議の概要

本件決議は、NPT普遍化の早期実現の重要性を再確認し、中東地域のすべてのNPT未締約国に対し、NPTに加入し、その原子力施設をIAEAの包括的な保障措置下に置くよう要請し、中東地域のすべての国に対し、効果的に検証可能な中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けた前進を目的とする適当なフォーラムにおいて、実際的な措置を取るよう要請し、また、すべてのNPT締約国、特に核兵器国に対し、中東非大量破壊兵器地帯の早期設置のために協力と最大限の努力を求めるもの。

## 3. 決議実施に向けた動き

また、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画では、中東に関する決議を実施するための実際的措置として、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国、ロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が支持された。

### シリア

報道によれば、2007年9月6日、イスラエル空軍機がシリア東部砂漠地域にある施設を空爆した。2008年4月、米国は、2007年9月6日までシリアが自国の東部砂漠地域にプルトニウムを生産可能な秘密の原子炉を建設していたこと、北朝鮮が秘密裡の核活動を支援したこと、建設されていた原子炉が平和的目的を意図したものではなかったと信じる相当の理由を米国が有していること、シリアが国際的義務を無視してIAEAに対して原子炉建設を報告しなかったことなどを発表した。これを受け、エルバラダイIAEA事務局長は、2007年9月にイスラエルによって破壊されたシリアの施設は原子炉であったとの情報が米国より提供され、その信憑性について調査を行う旨発表した。

その後、2008年6月22日から24日までの日程

でIAEAの査察官がシリアを訪問し、破壊された施設でのサンプル採取を行った。採取したサンプルの分析の結果、化学処理の結果として加工された相当数の天然ウラン粒子が発見された。

シリアは、破壊された施設は何ら核活動に関係していなかったと主張しているものの、当該施設に関する未解決の問題について2008年6月からIAEAに協力しておらず、IAEAは、これら問題の解決に向けた進展を得られていない状況である。

日本は、シリアがIAEAの求めに十分応じていないこと等につき懸念しており、北朝鮮との核協力に係る疑念を含め国際社会の懸念を払拭するためにも、シリアがIAEAに対して完全に協力するとともに、追加議定書を締結し、これを実施することが極めて重要であると考えている。また、日本は、問題解決のために、機会をとらえシリアに対し直接働きかけを行っている。

## 第3節 インド、パキスタン

### 1. インド、パキスタンの核実験(1998年)

インドは、従来、NPTは不平等な内容の条約であって受け入れられないとの立場にあり、国際社会からの呼びかけにもかかわらず、NPT加入を拒んできている。また、パキスタンも、インドがNPTに加入しない限り、自国の安全保障上の観点からNPTに加入しないとの立場をとってきた。このような中、1998年5月、インド及びパキスタン両国は相次いで核実験を実施した。

日本は直ちに強く抗議するとともに、両国に対し、新規の円借款の停止等を内容とする経済措置を実施した。その後、G8等の様々な機会を捉えNPT加入、CTBT署名・批准を中心とする核軍縮・不拡散上の具体的な進展を粘り強く働きかけてきた。

このような日本をはじめとする国際社会からの働きかけを受け、インド及びパキスタンは1998年6月以降核実験を実施せず、核実験モラトリアム(一時停止)を継続する旨表明するとともに、核不拡散上の輸出管理の厳格化を表明した。このように、日本の措置が相応の成果をあげたと考え

られたこと、また、テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力が極めて重要であること、南西アジア地域の安定化のために大きな役割を果たし得るインドに対し、積極的な関与を深めていく必要性等の要素を総合的に考慮し、2001年10月、官房長官談話を発出し、日本は両国に対する経済措置を停止した。同時に、日本は、今後とも両国に対しNPT加入、CTBT署名・批准を含む核軍縮・不拡散上の具体的な進展を引き続き粘り強く求めていくとともに、核不拡散分野において両国の状況が悪化するような場合には、経済措置の復活を含めて然るべき対応を検討することを同談話において明確にした。

### 2. 日本の取組

今やNPT未締約国は、国連加盟国の中でインド、パキスタン及びイスラエルの3か国のみとなっており、日本を始めとするNPT締約国は、NPT普遍化の観点から、これら3か国に対し、非核兵器国としてNPTに加入するよう繰り返し呼びかけている。

また、インド及びパキスタンはCTBTに署名していないことから、日本はこれら両国に対し、CTBT早期署名・批准を求めるとともに、CTBT批准までの間は、核実験モラトリアムを継続するよう求めている。

パキスタンについては、2004年に同国のカーン博士が核関連技術流出させたことが明らかになったが、これは国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものである。流出先の一つは北朝鮮とされており、このことは日本の安全保障にとっても重大な懸念である。日本政府はパキスタン政府に対し、遺憾の意を伝えるとともに、本件に関するすべての情報を日本に提供し、再発防止策等を講ずるよう強く求めてきた。このような働きかけもあり、2004年、パキスタンにおいて、核関連資機材・技術等に関する輸出管理法が発効した。2005年には、同法を効果的に運用するため、日本とパキスタンの輸出管理専門家が意見交換を行うとともに、日本側から、日本の輸出管理制度につき技術的ブリーフィングを行った。また、2004年以降毎年東京において開催しているアジア輸出管理セミナーにパキスタンの輸出管理専門家を継続的に招待するなど、同国の核不拡散のための体制強化に協力している。なお、インドについても2006年からアジア輸出管理セミナーに招待している。

また、日本は、インド及びパキスタンの核兵器等の開発計画に資する物資や関連技術の輸出を防止するよう奨励する安保理決議等にかんがみ、両国の原子力関係の技術者に対する査証発給の可否の厳格な審査、両国に対する核関連資機材・技術の輸出管理を通じ、日本の原子力関連資機材や技術が両国の核兵器開発に転用されないよう防止する措置をとっている。

さらに、日本は、インド・パキスタン間の対話を通じた信頼醸成の進展を評価しつつも、両国がミサイル実験を繰り返していることについては懸念を表明するとともに、両国に対し、ミサイルの開発・実験・配備を最大限自制するよう求めている。

このほか、日本は、インド、パキスタン両国に対し、様々な機会をとらえて軍縮・不拡散上の働きかけを行ってきている。2009年12月には、鳩

山総理大臣がインドを訪問し、首脳会談後に発出した共同声明において、核廃絶に向けた両国のコミットメントを確認するとともに、インドは核実験モラトリアムの継続を約束した。この点は2010年10月に来日したシン・インド首相と菅直人総理大臣との間で発出した共同声明においても確認・約束されている。パキスタンとの間では、2011年1月に二国間軍縮・不拡散協議を実施し、特に同国による核軍縮の取組を一層進めるよう強く働きかけたほか、同年2月にザルダリ大統領が日本を訪問した際に発出した両首脳間の共同声明において、軍縮・不拡散のグローバルな目標を共有する旨表明し、緊密な協議を通じて協力を深化させていくことで一致した。日本は、このように、両国に対し、軍縮・不拡散上の具体的な進展を強く求めてきており、こうした働きかけに対する両国の対応を引き続き注視していく。

### 3. インドに対する民生用原子力協力

2005年7月、米国・インド両国首脳は、インドが軍縮・不拡散に関する様々な措置を取る代わりに、米国がインドに対する民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意した。さらに、2006年3月、両国首脳は、インドが2006年から2014年までの間に14基の原子炉を段階的にIAEA保障措置の下に置く等の措置を取る一方、米国はインドへの完全な民生用の原子力協力を行うために、関連する米国内法の改正及び原子力供給国グループ(NSG)ガイドラインの調整を追求していくとする合意に達した(いわゆる「民生用原子力協力に関する米印合意」)。

NSGガイドライン上、IAEAとの間で包括的保障措置協定を締結していない国に対する原子力関連品目の移転は禁止されているが、上記米印合意を受け、2008年9月のNSG臨時総会において、インドについてはこれを例外化する決定がなされ、インドに対する民生用原子力協力に関する声明が採択された。これは国際不拡散体制の外側にいるインドに更なる不拡散への取組を促す契機となるものと考えられ、日本も、この例外化決定は、最大の民主主義国家であり新興市場経済国でもあるインドの戦略的重要性、同国の原子力の平和的

利用が、地球温暖化対策に貢献するという意義、インドによる核実験モラトリアムの継続を始めとするインドの核不拡散の一連の「約束と行動」が前提となっていること等を踏まえ、大局的観点からコンセンサスに参加した。その際、日本は、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置を失効ないし停止すべきであること、また、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであること、さらにインドに対し、非核兵器国としてのNPTへの早期加入、CTBTの早期署名・批准等を求めるとの我が国の立場に変わりはないことを表明した。

NSGによるインド例外化決定以降、米国のほかフランス、ロシア、カナダ、韓国等の原子力先進国がインドとの間で原子力協定を締結、又は交渉を開始し、インドとの協力を積極的に進めている。日本は、インドが今後も「約束と行動」を着実に実施していくことを前提に、日本がインドとの原子力の平和的利用協力を行うことは、気候変動・地球温暖化対策、戦略的重要性を増してきているインドとの二国間関係の強化、及び原子力の平和的利用分野での日本の貢献といった観点から有意義と考え、以上の諸点を総合的に勘案した結果、2010年6月に日インド原子力協定交渉を開始することを決定した。日本は、協定交渉を進めるに際しても、核軍縮・不拡散に十分配慮していく。

### 【参考 2008年9月のNSGによるインドに対する民生用原子力協力に関する声明の概要】

- (1) 2008年9月6日、NSG臨時総会において、NSG参加各国政府は以下を決定した。
- グローバルな不拡散体制、NPTの規定及び目的の広範な履行に貢献することを希求する。
  - 核兵器の更なる拡散を防止することを追求する。
  - 不拡散に肯定的な影響を与えるためのメカニズムを追求する。
  - 原子力に関する保障措置及び輸出管理の原則を促進することを追求する。
  - インドのエネルギー需要に留意する。
- (2) NSG参加各国政府は、インドが自発的にとってきた以下の約束及び行動に係る措置に留意した。
- 軍民分離計画に従い民生用原子力施設を段階的に分離し、民生用原子力施設をIAEAに申告する。
  - 民生用原子力施設に関するインド・IAEA保障措置協定の締結。
  - 民生用原子力施設に関するインド・IAEA追加議定書の署名・遵守。
  - 濃縮・再処理技術の拡散防止及び国際的努力への支持。
  - 効果的な国内の輸出管理制度の制定。
  - インド国内法のNSGガイドライン及び規制リストへの調和化及びNSGガイドラインの遵守。
  - 核実験の一時的なモラトリアムの継続及びFMCTの締結に向け他国と協働する用意。
- (3) 上記の約束及び行動に基づき、NSG参加各国政府は、インドに対する民生用原子力協力に関し、以下の方針を採択及び実施する。
- NSG参加各国政府は、平和的目的及びIAEAの保障措置が適用される民生用原子力施設における使用のために、インドに対しNSGガイドライン・パート1及びパート2において規制されている品目及び関連技術を移転することができる。
  - NSG参加各国政府は、インドへの規制品目の移転につき相互に通報する。また、インド政府との二国間合意を含め、情報交換を行う。
  - インドとの対話及び協力を強化するため、NSG議長とインドとの間の協議を行い、その結果をNSG総会に常時通知する。
  - 本声明のすべての側面の実施に関係する事項について検討することを目的として、NSG参加国政府は協議し、NSGガイドラインの規定に従って会合及び行動する。

## 第5章

## 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置

## 第1節 IAEA 保障措置の概要

保障措置 (safeguards) とは、原子力の利用に当たりウランやプルトニウムのような核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置をいう。国際原子力機関 (IAEA) 憲章第3条 A5 には、このような保障措置の実施が IAEA の任務である旨明記されており、IAEA は、これに基づいて各国との間で保障措置協定を締結し、当該国の原子力活動を検認する役割を担う。IAEA 保障措置は、核兵器不拡散条約 (NPT) を中心とする核不拡散体制の実効性を検証するために不可欠の制度である。

IAEA は、当初、二国間の原子力協定等に基づいて核物質等を受領する国との間で保障措置協定を締結し、当該二国間で移転される核物質及び原子力資機材のみを対象に保障措置を実施してきた。その後、1970年に発効した NPT 第3条1が、同条約の締約国である非核兵器国に対して、国内のすべての核物質を対象とする IAEA 保障措置を受諾することを義務付けた。このため、IAEA は、NPT 締約国が締結すべき保障措置協定 (包括的保障措置協定) のモデルを作成し、以後、このモデルに従って各国と保障措置協定を締結し、当該

国内における保障措置を実施してきた。

しかし、1990年代初頭、包括的保障措置協定を結んでいるにもかかわらずイラクや北朝鮮が秘密裏に核開発を行っていたことで、従来の保障措置の限界が認識され、保障措置の強化が急務となった。1997年、IAEA 理事会は従来の保障措置協定に追加して各国が締結すべき追加議定書のモデルを作成し、以後、同議定書の締結国に対してはより厳格な保障措置を実施してきている (第3節1. 参照)。また、保障措置の強化とともに、限られた保障措置資源を効率的に利用すべきとの観点から、2002年以降、従来の保障措置協定及び追加議定書の実施によって原子力活動の透明性が確認された国については、合理化された保障措置 (統合保障措置) が適用されている (第3節2. 参照)。

日本は、国際的な核不拡散体制の強化のため、追加議定書の普遍化等に向けた外交努力を行うとともに、世界有数の原子力大国として、自らの原子力活動の透明性を維持するべく、IAEA 保障措置の実施に最大限の協力を行ってきている。

## 第2節 保障措置協定の内容

## 1. 包括的保障措置協定

NPT 第3条1は、締約国である非核兵器国に対し、「原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止する」ため、「国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しか

つ締結する協定に定められる保障措置を受諾すること」を義務付けている。さらに、保障措置は、「当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき適用される」と

定めている。

NPT 締約国である多くの非核兵器国が IAEA と締結しているのは、上記に基づく「包括的保障措置協定 (Comprehensive Safeguards Agreement)」(IAEA の文書番号から「153 型保障措置協定」又は「フルスコープ保障措置協定」と呼ばれる。)であり、日本については、1977 年 12 月 2 日に発効している。

包括的保障措置協定における保障措置の目的は、「有意量の核物質が平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知すること及び早期探知の危惧を与えることによりこのような転用を防止すること」にある。「有意量 (significant quantity)」は、IAEA 保障措置用語集 (IAEA Safeguards Glossary 2001 Edition) によれば、1 個の核爆発装置が製造される可能性が排除し得ない核物質のおおよその量であり、例えばプルトニウムやウラン 233 では 8kg、ウラン 235 (濃縮度 20%超) では 25kg に相当するとされている。

この保障措置の実施は、包括的保障措置協定の各締約国に対して同協定の対象となるすべての核物質の在庫量や一定期間の搬入・搬出量の管理 (計量管理) のための制度の維持や計量管理記録を含む当該核物質及びその関連施設に関する情報の IAEA への申告等を義務付け、これらが申告どおりか否かについて、現地における IAEA の査察を通じて検認することが基本となる。査察におい

て、IAEA は、施設の観察、核物質に関する独自の測定や試料の採取のほか、「封じ込め」と「監視」を行うことができる。「封じ込め」とは、核物質貯蔵容器等に封印を行って核物質を物理的に封じ込め、仮に容器が勝手に開けられた場合には IAEA がその行為を把握することができるようにする手法をいい、また、「監視」とは、核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ、放射線の測定装置、モニター等を用いて監視する手法をいう。

### 2. その他の保障措置協定

NPT に基づく包括的保障措置協定が実施される以前に制定された IAEA 文書に基づく保障措置協定は、「66 型保障措置協定」又は「個別の保障措置協定」と呼ばれ、協定に基づき取り決められた範囲の核物質や原子力資機材等のみを保障措置の対象としている。このような協定は現在、NPT 未加入のインド、パキスタン及びイスラエルに適用されている。また、NPT 上の核兵器国 (米国、ロシア、英国、フランス、及び中国) は IAEA 保障措置を受け入れる義務はないが、核不拡散の重要性等を考慮し、軍事的目的以外の核物質に対する保障措置を自発的に受け入れている。これら核兵器国と IAEA が締結している保障措置協定は、「自発的 (ボランティア・オファー) 保障措置協定」と呼ばれる。

## 第3節 保障措置の強化・効率化

### 1. 保障措置の強化と追加議定書

1990 年代初頭、イラクや北朝鮮の核開発疑惑に関し、従来の包括的保障措置では IAEA が未申告の原子力活動を探知し、未申告の核物質の軍事転用を未然に防止することができないという問題が顕在化した。包括的保障措置協定は、締結国が国内のすべての核物質を申告することを前提とした保障措置であるため、秘密裏に行われている活動を探知することは極めて困難であった。そのため、IAEA は、未申告の核物質や原子力活動の探知能力を向上させることを目的とする保障措置の

強化策を検討することになった。

1993 年、IAEA は保障措置の強化・効率化の方策を検討する「93+2 計画」を開始し、その結果、包括的保障措置協定の枠組みの中で実施可能な措置、及び新たな枠組みを設けて講じるべき措置に関する提言がなされた。前者については順次実施に移され、また、後者については、1997 年 5 月、IAEA 理事会において、包括的保障措置協定に追加するモデル議定書が採択された。既存の包括的保障措置協定に追加される議定書としての位置付けから、「追加議定書 (Additional Protocol)」と呼

ばれている。

追加議定書は、IAEA に提供される情報及び検認対象並びに IAEA 査察官によるアクセス可能な場所を拡大することにより、従来型の包括的保障措置協定の下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限を IAEA に与えるものである。具体的には、IAEA に提供される情報について、核物質の使用を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報、濃縮・再処理等特定の原子力関連資機材の製造・組立情報、特定の設備・資材の輸出入情報等が新たに申告対象となり、さらに、未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するために、これら申告対象等に対する短時間の通告（2時間又は24時間前）での立入り（補完的アクセス）やその際の環境サンプリング（試料の採取）も可能となった。

近年の核不拡散体制に対する挑戦にかんがみ、核不拡散体制の維持に不可欠な IAEA 保障措置の重要性が広く認識されるようになってきた。より多くの国が包括的保障措置協定や追加議定書を締結することは、核不拡散体制の強化、ひいては世界の平和と安全の維持のために重要な意義を有する。包括的保障措置協定の締結国は、NPT 上その締結が義務付けられている 185 か国の中 168 か国（2011 年 2 月時点）、また、追加議定書の締結国は 104 か国（署名国は 135 か国）（2011 年 2 月時点）という状況にある。包括的保障措置協定に加えて追加議定書を普遍的なものとするための更なる努力が求められている（第 4 節 1. 参照）。

## 2. 保障措置の効率化

一方、保障措置の強化に伴い、保障措置業務の増大やそのための財源確保の課題も認識されるようになった。そのため、保障措置の合理化・効率化を目的とする統合保障措置（integrated safeguards）の在り方について活発な議論が行われ、その結果、2002 年 3 月、IAEA 理事会において統合保障措置の適用方法に関する基本概念が採択された。

統合保障措置とは、従来型の保障措置と追加議定書に基づく保障措置との有機的な結合を図る概

念であり、IAEA が包括的保障措置協定及び追加議定書の実施によって「未申告の原子力活動及び核物質の不在」の結論を導いた国を対象として、包括的保障措置に基づく通常査察を合理化するものである。統合保障措置の適用は、適用国における保障措置の実施に伴う IAEA 及び受入国双方の事務負担や経費の軽減に資するものとして重要である。統合保障措置の適用を受けるためには、IAEA が、当該国について保障措置下に置かれた核物質の転用を示す兆候も、未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もないとの「拡大結論」を導出する必要がある（2009 年を通じて日本を含む 36 か国に適用）。統合保障措置の適用に関し、日本については、2004 年 6 月の IAEA 理事会において必要な結論が出され、2004 年 9 月 15 日から統合保障措置の適用が始まった。大規模な原子力活動を行う国で統合保障措置が適用されたのは日本が初めてであり、これにより日本の原子力活動の透明性の高さが証明されると同時に、保障措置受入にかかる負担が軽減することが期待されている。

以上に加え、IAEA は保障措置の効果を損なうことなくその効率化を図るための技術（遠隔操作等）の開発や将来の制度設計の在り方について検討を行っている。

## 第4節 日本の取組

2009年12月に就任した天野之弥 IAEA 事務局長は、国際的な核不拡散体制の強化のための要となる保障措置制度の強化・効率化に重点的に取り組んでいる。

日本は、IAEA の指定理事国（注）として、また、事務局長の出身国として以下のような取組を通じ、IAEA の活動に対して適切なサポートを行っている。

（注）毎年6月のIAEA理事会で指定される13か国で、日本を始めとするG8等の原子力先進国を指す。

### 1. 追加議定書の普遍化に向けた取組

日本は、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づくIAEA保障措置を受け入れ、プルトニウム利用を含む原子力活動の透明性の確保に努めている。特に、日本は、世界有数の原子力産業国であり、保障措置を受け入れている国としても大きな知見を有している。このことから、日本は、IAEAにおけるモデル追加議定書の策定過程で積極的な役割を果たすとともに、1999年12月に原子力発電を行っている国として初めて追加議定書を締結し、翌2000年から追加議定書に基づく補完的アクセスを数多く受け入れてきている。また、日本は、国際的な核不拡散体制を強化するために、出来る限り多くの国が追加議定書を締結することが最も現実的かつ効果的な方途であるとの認識の下、追加議定書の普遍化を積極的に推進している。その取組の一環として、日本は、2010年5月のNPT運用検討会議において、「IAEA保障措置の強化」に関する作業文書を提出し、追加議定書の普遍化の重要性を訴え、多くの諸国から支持を得た。また、9月のIAEA総会では、可及的速やかな追加議定書の締結が奨励されるとともに、日本の提案に基づき、IAEAが要請に応じてその締結を一層支援する勧告が総会決議（GC(54)/RES/11）に盛り込まれた。日本は、これまでIAEAと協力し、追加議定書の締結に向けた各国の実施体制等を支援するため、アジア・太平洋地域など特定地域の関係国を対象とした地域セミナー（2006年7

月にシドニー（オーストラリア）、2007年8月にベトナム）への人的・財政的支援を実施してきている。日本は、さらに、軍縮・不拡散協議等の二国間協議やアジア不拡散協議（ASTOP）等の多国間協議の機会を捉えて、追加議定書の未締結国に対してその締結を促すとともに、G8としての共同の働きかけにも率先して参画してきている。

### 2. IAEAの保障措置関連分析能力の強化への貢献

IAEAが各国の保障措置に関する的確な結論を導出できることが保障措置強化に不可欠であることから、日本は、各国における査察を通じて得た核物質等の分析能力の向上を支援するため、諸外国とも連携しつつ、ウィーン（オーストリア）郊外にある保障措置分析所の近代化（例えば、分析関連機器の導入）のための貢献を行っている。

### 3. 保障措置の効率化のための協力

IAEAは、通常予算の約4割を占める保障措置予算を中心として、実質ゼロ成長の中で拡大する業務を効果的に遂行することに困難が生じてきている。保障措置予算を中心とするIAEAの通常予算は年々増加してきている中で、天野 IAEA 事務局長は、2010年9月の総会において、今後のIAEA通常予算にIAEAの活動の優先順位をよりの確に反映させるよう取り組むとの方針を打ち出している。このような状況の中で、日本は限られたIAEAの資源を有効活用する重要性にかんがみ、IAEA事務局に対して、保障措置活動の一層の効率化と経費削減を求めてきているほか、IAEAは効率的な保障措置の手法（統合保障措置）の活用や技術（遠隔操作等）の開発に協力を行っている。

## 第6章

## 核燃料供給保証

## 第1節 概要

原子力発電には、核燃料（低濃縮ウラン、使用済燃料の再処理で得られるプルトニウム等）の安定的な供給が不可欠である。発電用核燃料を入手するために必要なウラン濃縮・再処理に関する技術、施設等を自前で獲得するという選択肢は、核兵器不拡散条約（NPT）に基づく「奪い得ない権利」として締約国に開かれている一方、現実には、技術、コスト等の面から濃縮や再処理を自前で行う国は限られている（濃縮施設及び再処理施設の双方を持つ国は非核兵器国では日本のみ）。

国際原子力機関（IAEA）において現在進められている議論の中心となっている核燃料供給保証とは、このような状況下において、平和的目的の発

電用原子炉に核燃料供給を必要とする国が、供給の途絶えた場合のバックアップとして低濃縮ウランの備蓄を利用できるよう、多国間の仕組みを作っておこうという考え方である。その利用を通じ、原子力の平和的利用の促進と共に、新たに濃縮・再処理に関する技術、施設等を獲得するインセンティブを低下させることで核不拡散の促進を図ることもこの考え方の背景にあるが、最近では、途上国等の意見も踏まえ、2010年に開催されたNPT運用検討会議における位置付けが示すように、IAEAでは、原子力の平和的利用促進に比重を置いた議論がなされている。

## 第2節 背景と最近の動き

## 1. 「エルバラダイ構想」以前

IAEA憲章は、IAEAの任務の一つとして、「いずれかの加盟国の要請による他の加盟国のための役務の実施又は物質、設備及び施設の供給を確保するため仲介者（intermediary）として行動」することを定めており（第3条A1）、IAEAは本来、核燃料供給保証に関してかかる「仲介者」としての役割を担うことが想定されている。

1957年のIAEA発足後、ウラン供給は憲章が想定したような限られたものではなく、国際市場の形成が進んだことから、「仲介者」としてのIAEAの役割が特段具体化されることはなかった。

その後1974年にインドが平和的利用の施設から回収したプルトニウムを用いて核実験を実施したことを受けて、1977年に米国（カーター政権）

が、濃縮・再処理施設及びその入手可能性を含め各国の核燃料サイクルを評価し直すことをIAEAに提案し、また1980～87年には、米国・EU主導でIAEA理事会の下に供給保証委員会を設置し、核拡散防止の観点から核燃料の長期安定供給のためのメカニズムを協議するなどの動きが見られたが、多国間の具体的な取組に結実することはなかった。

## 2. 「エルバラダイ構想」とブッシュ提案

エルバラダイ IAEA 事務局長は、2003年10月に、「エコノミスト」誌に発表した「より安全な世界に向けて」と題する論文中で、現行の不拡散体制の下では、非核兵器国が、濃縮又は再処理技術を保有し、兵器級の核物質を所持することは違

法ではなく、完全に開発された核燃料サイクル能力を持った国家が、不拡散のコミットメントから離脱することを決定すれば、数か月以内に核兵器を生産することができるため、新たなアプローチが必要である旨述べ（いわゆる「エルバラダイ構想」）、これを受けて2005年2月、同事務局長に指名された国際専門家グループが報告書（「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ（MNA）」）を取りまとめた。

その一方で、ブッシュ米国大統領は、2004年2月、米国防大学での演説において、顕在化したばかりのパキスタンのカーン博士の核拡散に関する地下ネットワークに言及しつつ、核不拡散体制の強化のため、「原子力供給国グループ（NSG）の40か国（当時。2011年2月末現在は46か国）は、既に機能しているフルスケールの濃縮及び再処理施設を有していないいかなる国に対しても、濃縮及び再処理の機材及び技術の売却を拒否すべきである」旨の提案を行った。

これらを契機として、核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指した様々な提案がなされ、国際的取組に関する検討がIAEAを中心に活発化した。

### 3. IAEAにおける最近の動き

(1) IAEA の場で行われてきた様々な諸提案のうち最も検討の進んだロシア提案に係る決議案が2009年11月のIAEA理事会で承認され、実施の

ためのロシアとIAEAの間の協定が2010年3月に署名された。

ロシア提案の基本的な仕組みは、発電炉のための低濃縮ウランの供給途絶に直面している国であって所定の要件（非核兵器国であること、国内のすべての平和的原子力活動がIAEA保障措置下に置かれていること等）を満たすとIAEAが認めるものに対し、核燃料供給の途絶の事態に直面した国からのIAEAに対する要請に基づいて、ロシア国内の施設に備蓄する低濃縮ウランをIAEA経由で当該国に供給するという仕組みである。

(2) さらに、2010年12月理事会においては、米国提案の「IAEA低濃縮ウラン・バンク」の設置が承認された。上記のロシア提案と同様に所定の要件（注：包括的保障措置協定の締結国に限られるなどの相違はある。）を満たす要請国に対して核燃料を供給するものであるが、ロシア提案とは異なり、IAEAが、核燃料の所有者となり、また、IAEAと取決めを行う国に置かれる貯蔵施設の管理・運営主体となることが予定されている。欧米諸国等の中には、これらの提案に加え更なる核燃料供給保証の仕組みを推進しようとする動きもあるが、核燃料供給保証の実態は自ら濃縮・再処理を行う「奪い得ない権利」に不当な制限を課すものであるとする途上国との間ではおのずと意見の隔たりが見られる。

## 第3節 日本の取組

日本は、「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ」(MNA)に係る提案については、「それが国際的な核不拡散体制の強化と原子力の平和利用の推進に如何に資するかを見極めつつ、その議論に積極的に参画していく」（原子力政策大綱（2005年10月14日閣議決定））こととしている。2006年のIAEA総会では、核燃料供給保証に関する国際的な枠組み作りの議論の活性化に貢献すべく、関係国がその核燃料供給能力をIAEAに登録することにより、供給面での不安の解消と市場の混乱の予防に貢献することを目指して

「IAEA核燃料供給登録システム」を提案した。この提案は、一定の条件の下、ウラン濃縮に限らず、ウラン原料、転換、燃料加工、ウラン在庫、備蓄等の核燃料供給全般について各国がそれぞれの実態に応じて、その供給能力をIAEAに登録し、供給面での不安の解消と市場の攪乱の予防に努める制度をIAEAにおいて創設するというものである。

日本は、核燃料供給保証の多国間の枠組みが機能することによって発電のための核燃料供給が不測の事態においても継続され得ること、そのため

にIAEA加盟国間の核燃料供給保証に関する意見の隔たりを乗り越え、実質的議論を進めることの

できる環境が醸成されることを重視している。

### コラム：天野之弥 IAEA 事務局長の就任

#### 1. 選出

2009年7月2日～3日にウィーン（オーストリア）で開催されたIAEA特別理事会における投票の結果、天野之弥在ウィーン日本政府代表部大使が次期事務局長に任命され、その任命が9月14日に開催された第53回IAEA総会において正式に承認されました。

#### 2. 就任

##### (1) 日本人・アジア初のIAEA事務局長の誕生

2009年12月1日、天野大使は、日本人として、またアジアから初めて、第5代IAEA事務局長に就任しました。IAEAは核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指す国際機関であり、特に「核兵器のない世界」の実現に向けて一層その役割の重要性を増しているIAEAの事務局長を日本から出したことの意義は、日本の軍縮・不拡散外交の推進にとり極めて大きいものと思われま



(写真提供：Dean Calma/IAEA)

##### (2) 就任後の取組

天野事務局長は、就任直後から途上国におけるがん治療プログラムの普及に力を入れるなど、医療、環境、食糧、水、電力へのアクセスなどの地球規模の様々な課題への対処のための原子力技術協力の強化を打ち出し、原子力の平和的利用の促進のため先頭に立って取り組んでいます。同時に、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けたIAEAの取組、追加議定書の普遍化を含む保障措置の強化とその効率化などを通じて核不拡散体制の一層の強化に取り組んでおり、さらに2010年8月に広島及び長崎の各平和記念式典にIAEA事務局長として初めて参加し、核軍縮の実施面でもIAEAが貢献できることを強調しています。その傍ら、同事務局長はIAEAの活動の効果・効率を一層高めるためのマネジメント改革にも積極的に取り組むとしています。

##### (3) 日本のサポート

日本としては、天野事務局長がその責務を十分に果たせるよう、以上に述べたIAEAの重点的な取組を適切にサポートし、協力を強化していく考えです（第2部第5章参照）。

## 第7章

## 原子力協力

## 第1節 原子力の平和的利用

近年、国際的なエネルギー需要の増大と気候変動問題への対処の必要性等を背景に、発電過程において二酸化炭素を排出せず基幹電源となり得る原子力発電が再評価され、その拡充及び新規導入を企図する国が増加するという「原子力カルネサンス」と形容される動きが見られてきた。また、原子力は、発電分野のみならず、工業、医療、農業、食品、水資源管理等の様々な分野で応用されている。

一方、原子力は、一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得るという特性を有しており、また、軍事目的に転用される可能性も排除されない。さらに、2001年の米国同時多発テロ以降は、核テロ対策への関心も国際的に高まっている。このため、原子力発電などの原子力の平和的利用を行う国は、軍事不転用や安全の維持に関し、透明性を確保し、国際的な信頼を得る必要がある。また、放射性物質を利用したテロ等を防止するための適切な措置をとる必要がある。このような観点から、原子力の平和的利用においては3S（核不拡散を担保するための代表的措置である保障措置（non-proliferation/safeguards）、原子力安全（nuclear safety）及び核セキュリティ（nuclear security）の頭文字を取ったもの。）（注）の確保が極めて重要である。

## （注）

○保障措置：原子力の利用に当たり、核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置。IAEA 査察官による「査察」等を通じて実施される（第5章参照）。

なお、核不拡散を担保するためのその他の措置として、

輸出管理（第5部第1章参照）等がある。

○原子力安全：放射線の悪影響から人、社会、環境等を防護するための措置。具体的には、原子力施設の設置・運転に対する安全規制、事故の際の緊急時対策の確立、安全確保を最優先とする関係者の意識向上等がある。

○核セキュリティ：核物質その他の放射性物質を利用したテロが現実のものとならないようにするために講じる措置。核物質その他の放射性物質、又はこれらに関連した施設の物理的防護、国境管理等の核物質等の不法移転の防止措置等がある（第8章参照）。

日本は、3Sを確保するために必要な措置を講じ、国際的な信頼と透明性を確保しつつ、資源小国として原子力発電を利用してきている。また、原子力先進国として、二国間及び多国間の原子力協力に当たっても、相手国における3Sの確保を前提として協力を実施することにより、3Sの重要性を国際社会の共通認識とするための外交努力を続けている。2008年のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、日本の提案により、「3Sに基づく原子力エネルギー基盤整備イニシアティブ」が開始された。また、3Sの重要性は、近年の国際原子力機関（IAEA）総会決議や2010年5月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において繰り返し確認され、国際的に定着してきている。

## 第2節 日本の二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の観点から、核物質、原子炉等の主要な原子力関連資機材及び技術を移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用に関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

原子力協定の主な内容は、主として次の五点を規定している。第一に、協定の対象となる核物質、原子力関連資機材及び技術の利用を平和的目的に限定すること、第二に、協定の下で移転される核物質等へのIAEAによる保障措置の適用を確保すること、第三に、原子力安全関連条約（注）に基づく措置を実施すること、第四に、協定の下で移転される核物質等を適切に防護する措置の適用を確保すること、第五に、核物質、原子力関連資機材及び技術の管轄外（第三国）への移転を規制することである。

（注）原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約、原子力安全条約、放射性廃棄物等安全条約

原子力協定の締結により、これらの内容が法的な保証として確保され、原子力関連資機材等の安定的かつ長期的な移転が可能となり、日本のエネルギー確保、地球温暖化対策への貢献などの面で大きな意義がある。

近年、多くの国が原子力発電の新規導入又は拡大を企図しており、原子力発電の分野で高い技術を有する日本との間で原子力協定の締結を希望している。日本としては、原子力協定の交渉・締結相手国を決定するに当たり、相手国の原子力発電導入・拡大の確実性、相手国の協定締結の要望、日本企業の要望、相手国における原子力の平和的利用・核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保するための体制の整備状況、経済面を含む日本と相手国との二国間関係等を含め総合的な観点から検討を行った上で判断することとしている。

2011年2月現在、日本は、これまでに米国（1988年）、カナダ（1960年）、オーストラリア（1982年）、中国（1986年）、フランス（1972年）、英国（1998年）及び欧州原子力共同体（ユーラトム）（2006年）との間で原子力協定を締結し（注）、ロシア（2009年）、カザフスタン（2010年）及びヨルダン（2010年）、韓国（2010年）及びベトナム（2011年）との間で原子力協定を署名している。また、アラブ首長国連邦（UAE）、インド、南アフリカ、トルコ及びブラジルとの間で交渉を行っている。なお、UAEとの交渉については、協定案文につき実質合意済みであり、現在署名に向け準備中である。

（注）

- 1.（ ）内の年はいずれも現在有効な協定の発効年。
2. 米国とは1958年及び1968年、オーストラリアとは1972年、英国とは1968年にも原子力協定が発効。いずれも現在は効力を有していない。
3. カナダについては1980年、フランスについては1990年に改正議定書が発効した。
4. ユーラトムには全てのEU加盟国が参加しているため、ユーラトムと原子力協定が締結されていることにより、全てのEU加盟国と原子力協定を締結しているのと同様の意味を持つ。



日韓原子力協定署名式（2010年12月）

## 第8章

## 核セキュリティ

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は新たな緊急性をもってテロ対策を見直し、その取組を強化してきているが、テロ組織は、科学技術の発展と国際化された現代社会の特性を最大限利用し、国境を越える活動、資金・武器の調達、宣伝行為等の活動を一層高度化させつつある。原子力技術は、発電、医療、農業、工業等の広範な分野で平和的に利用されているが、核物質や放射線源がテロリスト等の手に渡り悪用された場合、人の生命、身体、財産に対し甚大な損害をもたらされることが予想される。国際原子力機関（IAEA）は、テロリスト等による核物質や放射線源の悪用が想定される脅威につき、①核兵器の盗取、②盗取された核物質を用いて製造される核爆発装置、③放射性物質の発散装置（いわゆる「汚

い爆弾」）、④原子力施設や放射性物質の輸送等に対する妨害破壊行為の4つの範疇に分類している。

IAEAは、このような脅威が現実のものとなることのないようにするために講じられる様々な措置を、一般的に核セキュリティという概念として捉えている。IAEAは、核物質、その他の放射性物質、又はこれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、不法移転その他の悪意のある行為の防止、検知及び対応策の全体を核セキュリティに貢献する措置としている。

核セキュリティの国際的なレベルでの強化に向けて、IAEA、国連を中心として様々な取組が行われており、日本もこうした取組を積極的に支援している。



## 第1節 国際社会の取組

### 1. IAEAによる取組

(1) 核テロリズム防止対策支援のための活動計画

2001年9月11日の米国同時多発テロ直後に開催されたIAEA総会において、核物質やその他の放射性物質と結びついた形でのテロ行為の防止に向けたIAEAの活動と事業を再検討し、可及的速やかに理事会に報告するようIAEA事務局長に対し要請する内容の決議が採択された。これを受け、2002年3月のIAEA理事会において、核テロ対策を支援するためにIAEAにおいて実施すべき事業として、核物質及び原子力施設の防護等8つの活動分野（注）から構成される第1次活動計画（2002年～2005年）が承認されるとともに、この計画の実施のために核物質等テロ行為防止特別基金（Nuclear Security Fund）が設立された。2009年9月には、これまでの活動をレビューした上で、①ニーズ評価、情報の取りまとめ及び共有、②世界的な核セキュリティの枠組みの強化への貢献、③核セキュリティ・シリーズ文書の提供、④脅威削減とセキュリティの改善、の4つの要素を含む第3次核セキュリティ計画（2010～2013年）が承認された。

#### （注）8つの活動分野

①核物質及び原子力施設の防護、②悪意をもった核物質の使用の探知、③核物質の計量管理制度の整備、④放射性同位元素の管理、⑤原子力施設の安全・保安の脆弱性評価、⑥不法行為が発生した際の対応、⑦関連条約・ガイドライン等の実施、⑧核セキュリティの調整及び情報交換

(2) 放射線源の安全と管理

「汚い爆弾」への転用の懸念が新たな課題として浮上してきた結果、核物質に比べてアクセスがより容易な放射線源の管理は、核物質防護と並ぶ喫緊の課題となったと言える。IAEAは、2000年初頭から詳細な内容を盛り込んだ「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」の策定に取り組んできた。特に2001年9月の米国同時多発テロ以降、放射線源が「汚い爆弾」に使用され得るとの国際的な懸念を踏まえ、セキュリティ関連部分を強化した「放射線源の安全とセキュリティ

に関する行動規範」の改訂が2003年9月のIAEA理事会で承認された。行動規範は、悪意をもった放射線源の使用を防止することを目的として、各国に対し、放射線源の効果的な規制を実施する法制度の整備を要請している。2004年9月のIAEA理事会では、「行動規範」の輸出入管理関連部分をより具体化し、放射線源の輸出入に際し通報と承諾の制度化を要求する「放射線源の輸出入に関するガイダンス」が承認された。また、同理事会の直後に行われたIAEA総会において、各国がこのガイダンスに従って必要な国内措置をとる旨をIAEA事務局長に対し表明するよう働きかける決議が採択された。さらに、IAEAでは、放射性物質及び関連施設のセキュリティに関する勧告文書が2011年2月に発行された。

(3) 核物質防護のための国際基準

IAEAは核物質防護のための国際基準を整備するため、1975年以来、核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225）を策定してきており、2011年2月に第5版（Rev.5）が発行された。1999年に発行された第4版（INFCIRC/225/Rev.4（Corrected））においては、①核物質防護に関する国と事業者との役割分担がより明確化され、②核物質防護システムの設計に当たり、考慮すべき脅威を明確にする設計基礎脅威（Design Basis Threat）の評価と策定は国の責任であることが明記されているほか、③原子力施設等への妨害破壊行為に対する防護要件が明確化され（タイトルも「核物質の防護」から「核物質及び原子力施設の防護」と改められた。）、④罰則を含む機密情報管理の徹底、⑤国による事業者の防護措置の検査と事業者自身による定期的な自己評価等の措置が勧告されている。さらに、⑥輸送に関しては、防護強化のための専門家による評価、輸送計画と防護措置の国による事前承認、また、⑦原子力施設への妨害破壊行為への対応の一つとして、武装攻撃への対応を確実にするため、施設への中央警報ステーションの設置、輸送の際の輸送管理センターの設置、対応部隊との連絡・連携体制の強化等の各

措置を講じることが勧告されている。

### (4) 核物質の防護に関する条約

「核物質の防護に関する条約」(核物質防護条約)は、核物質を不法な取得及び使用から守ることを主たる目的としている。現行条約は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等、一定水準の防護措置の確保を義務付けるとともに、そのような防護措置がとられる旨の保証が得られない限り核物質の輸出入を許可してはならないと規定している。また、核物質の窃盗、強取など核物質に関連する一定の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続を免れることのないよう、締約国に対して裁判権を設定すること及び本条約上の犯罪を引渡犯罪とすることを義務付けて、容疑者の引渡し又は自国の当局への付託を義務付けている。現行条約は1987年2月に発効し、2011年2月現在、締約国は144か国及び1国際機関(欧州原子力共同体)となっている。日本は1988年10月に同条約に加入した。

核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の更なる強化を目的として、2001年以降、核物質の防護に関する条約の改正案の検討が行われた結果、2005年7月、同条約の改正がコンセンサスにより採択された。今回採択された改正により、条約に基づく防護の義務の対象が、国内で平和的目的のために使用、貯蔵及び輸送されている核物質並びに原子力施設に拡大され、また、処罰すべき犯罪も、原子力施設に対する妨害行為等拡大されることとなった。なお、改正核物質防護条約の発効には、現行条約の締約国の3分の2(2011年2月現在では96か国)による締結が必要であるが、2011年2月現在、改正核物質防護条約の締約国は45か国であるため、未発効である。

## 2. 国連による取組

1996年に国連総会において「国際テロリズム廃絶措置」決議が採択されたことを契機として、1997年2月、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の交渉が開始された。交渉は一時停滞したものの2001年9月の米国同時多発

テロの発生を受けて再開され、2005年4月の国連総会においてコンセンサスにより採択された。この条約は、2007年7月、22か国が同条約を締結することにより発効し、2011年2月現在、115か国が署名し、77か国が締結している。

この条約は、核によるテロリズム行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズム行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としている。具体的には、人の死又は身体の重大な傷害、財産の実質的な損害等を引き起こす意図をもって放射性物質又は核爆発装置を所持、使用等する行為、放射性物質の放出を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等を国内法上の犯罪とすることとしている。

## 3. 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ

2006年7月、G8サミットの際に、米国及びロシア両大統領は、国際安全保障上の最も危険な挑戦の一つである核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として、「核テロリズムに対抗するための国際イニシアティブ(GI: Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism)」を提唱した。その後、2006年10月に開催された第1回会合には、先進8か国(G8)、オーストラリア、中国、カザフスタン、トルコが当初参加国として参加したが、2010年6月の第6回会合では、GI参加国は82か国にまで増加した。

2006年10月の第1回会合において「原則に関する声明」が採択され、その後の会合において、「原則に関する声明」に基づき、具体的な活動計画(セミナー、ワークショップ等)を参加国がそれぞれ提案し、順次実施していくこととなった。また、参加国の一層の拡大、訓練の重要性、地方自治体等を巻き込んだ各国の核テロ対策強化の必要性等について意見交換が行われてきた。さらに、2010年6月に開催された会合において、GIの体制強化のための組織化について合意され、①全体会合の隔年開催及び多数決による決定の導入、

② GI 活動計画の管理や個別の活動の調整・優先順位付のための実施・評価グループの活動の活性化等が決定された。

#### 4. 核セキュリティ・サミット

2009年4月、オバマ米国大統領がプラハ（チェコ）における演説において、核テロは地球規模の安全保障に対する最も緊急かつ最大の脅威であるとした上で、翌年中の核セキュリティ・サミットを主催することを提唱し、2010年4月、核セ

キュリティをテーマとする初めての首脳会議がワシントン（米国）において開催された。同サミットには、日本を含む47か国及び3国際機関から首脳等が参加した。サミットの結果、参加国間で「すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底する」との目標が共有されるとともに、今後取り組むべき措置を示した「コミュニケ」及びコミュニケを具体化した「作業計画」が採択され、次回サミットは2012年に韓国で開催されることとなった。

### 第2節 日本の取組

#### (1) 国際協力

日本は、IAEAに設置された核物質等テロ行為防止特別基金に対し2010年10月までに累計で94万ドル及び28万ユーロを拠出し、IAEAを支援している。この資金の一部を活用し、IAEAは、核物質管理システム改善プロジェクトをカザフスタンのウルバ核燃料施設で行い、同核燃料施設における問題点の一つであった工程内のウラン残留量の測定の精度が大幅に改善した。また、同基金への日本の拠出を利用し、特にアジアにおいて原子力発電の新規導入国が増加していることを踏まえ、2006年11月及び2011年2月、IAEAは日本との共催で、アジアにおける核セキュリティ強化のための国際会議を開催したほか、ベトナム、タイ等における核物質防護の強化や放射線検知能力向上のための事業を実施している。

さらに、日本は、核物質の適切な管理及び防護が非核化の推進の観点及び脅威拡散防止のため、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに所在する原子力研究所や科学研究所等に対し、様々な放射線測定機器、コンピューター、計量管理ソフト等を含む計量管理システム用機材を供与し、国内計量管理制度の確立支援を行うとともに、各種センサー、監視カメラ、監視システム等の機材供与を行うことにより、核物質防護システムを改善し、核セキュリティの向上に貢献している。また、2006年12月に調査団をカザフスタンに派遣し、同国の核セキュリティの現状について調査を行った。2007年4月、右調査の結果を踏まえ、同国

のウルバ冶金工場及び原子力物理研究所に対し、総額5億円を目途とした核セキュリティ向上のための協力を行うことを決定し、現在、日本、カザフスタン及びIAEAの間で、協力の実施に向けた調整が進められている。

「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」についても、日本はこれまでに開催されたすべての会合に参加し、積極的に議論に参加するとともに、日本の取組について紹介し経験を共有している。

さらに、2010年4月、鳩山総理大臣は核セキュリティ・サミットに参加し、日本は非核兵器国の道を進むことが唯一の被爆国としての道義的責任であると考え、核廃絶の先頭に立ってきたことを述べるとともに、核テロ防止に貢献するためのイニシアティブとして、①核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの設立、②核物質の測定、検知及び核鑑識に係る技術開発、③IAEA核セキュリティ事業に対する一層の財政的・人的貢献及び④世界核セキュリティ協会（WINS）会合の2010年中の日本開催、の4つの国際貢献措置を発表した。

#### (2) 核セキュリティ強化のための国内の取組

2001年9月の米国同時多発テロ以降、核物質防護関連措置の強化の必要性が一層高まったことを受けて、原子力発電所等の原子力施設のテロ対策の一環として、政府より事業者に対し、自主的な警備強化を指示している。

また、2005年には、原子力施設における核物質防護対策を強化するため、IAEAの核物質防護に関する勧告（INFCIRC/225/Rev.4）に沿って防護措置を取るべく、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」を改正した。この改正では、①「設計基礎脅威（DBT）」の策定、②核物質防護検査の実施、③事業者等への秘密保持義務等を導入している。この法律に基づき、国内の核物質に対し、施設に存在する核物質の種類、量に応じて適切に核物質防護のための措置を講じてきている。さらに、日本は、「放射線源の輸出入に関するガイダンス」を、輸出貿易管理令の改正、これに伴う放射性同位元素の輸出確認事務により、2006年1月から実施している。2009年10

月、人の健康に重大な影響を及ぼす危険度の高い放射線源を対象に、放射線源の識別と所持の把握及び不法取引等の検知と抑止を目的とした「放射線源登録制度」を導入するために文科省令を改正し、2011年1月から放射線源登録制度が施行されることとなった。

さらに、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」については、日本は、2005年9月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉純一郎総理大臣が署名し、2007年8月、国際連合事務総長宛に受諾書を寄託し、締約国となった。

2005年7月に採択された核物質防護条約の改正についても、締結に向け検討を行っている。

### コラム：2010年核セキュリティ・サミット

2010年4月12日及び13日、ワシントン（米国）において核セキュリティ・サミットが開催された。同サミットには、核兵器不拡散条約（NPT）非締約国であるインド、パキスタン及びイスラエルも含む47か国及び3国際機関（国連、IAEA及びEU）から首脳等が参加し、米国は、同サミットを、米国が開催したサミットとしては、第二次世界大戦後における国連設立以来最大のものと評した。

サミットにおいては、核セキュリティ向上のための国内措置及び国際措置、核セキュリティにおけるIAEAの役割、等について意見交換が実施された。各国からは、①核テロを国際犯罪として罰するための新たな国際法廷の設置を含む法的基盤の検討の必要性、②核テロ防止条約等の関連条約の批准促進・普遍化の必要性、③核セキュリティ向上のための人材育成等のキャパシティ・ビルディング、国際協力、情報共有の必要性、④IAEAへの貢献を強化すべき必要性、等の意見が表明された。また、参加各国は自発的に①高濃縮ウランの除去、②人材育成のためのセンターの設立、③資金面での貢献等の協力措置を表明。鳩山総理大臣も、日本の4つの国際協力措置を発表した。

さらに、天野IAEA事務局長は、核セキュリティ分野におけるIAEAの活動実績を紹介するとともに、IAEAを強化すべき必要性を発言。これに対して、多くの国より、IAEAの活動を支持し、IAEAは必要な権限と資源を有するべきとする旨の発言が行われた。鳩山総理大臣からも、日本のIAEA支援策を紹介し、今後の活動への期待を表明した。

参加国首脳は、サミットにおいて、核テロ対策を強化するために具体的な措置をとる必要性について一致し、今後の取組むべき措置等について記したコミュニケ及び作業計画をコンセンサスで採択した。次回の核セキュリティ・サミットは2012年に韓国で開催することが決定しており、今後とも核セキュリティは国際社会の主要な関心事項であり続けることが見込まれる。



核セキュリティ・サミット参加首脳の集合写真撮影  
（写真提供：内閣広報室）



核セキュリティ・サミット全体会合  
（写真提供：内閣広報室）

## 第9章

G8 グローバル・パートナーシップと  
日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力

## 第1節 概要

米国、ソ連両国は、1991年7月に第1次戦略兵器削減条約（STARTI）に署名し、戦略核兵器の削減に取り組むこととなった。同年12月にソ連が崩壊した時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシに戦略核兵器が配備されていたが、1992年5月には、核不拡散のための措置として、ロシア以外の3か国の核兵器はロシアに移送されることが決定された。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施されるものであるが、ソ連解体後の政治・経済・社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されないのではないかと危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器の処理を支援するための国際的な取組が必要とされていた。

こうした状況を踏まえて、日本は、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア等の諸国と共に、旧ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協力として、ソ連時代に核兵器が配備されていたロ

シア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシとの間で非核化協力のための協定を結び、1993年4月、総額1億ドルの協力を実施することを決定した。また、同協定に基づき1993年10月から1994年3月にかけて、日本・ロシア、日・ベラルーシ、日・ウクライナ、日・カザフスタン各非核化協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始した。

1999年のケルン・サミット（於：ドイツ）において、日本は、旧ソ連4か国への更なる協力促進のため、総額約2億ドル相当（一部は既に拠出済みの資金から手当。）のプロジェクトに対する協力を表明した（第3節及び第4節参照）。

その後、2001年9月の米国における同時多発テロ事件等を受け、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手の防止が国際社会全体における一層重要な課題となった。G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組むこととし、2002年6月にカナダで開催されたカナダスミス・サミットにおいて「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意した。

## 第2節 G8グローバル・パートナーシップ

### 1. 経緯

「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」は、核、化学、生物兵器及びその関連物資等の拡散防止を主な目的としている。

これは、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全という分野に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とする。具体的な優先分野は、①退役した原子力潜水艦の解体、②化学兵器の廃棄、③核分裂性物質の処分及び④兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4分野とされた。

G8は、この構想の下で、協力事業の円滑な実施を図るべく、事業実施上の困難を克服するための「指針」を策定するとともに、今後10年間にわたって総額200億ドルを上限に資金協力を行うことを目標として掲げた。

2003年以降のサミットにおいては、毎年、G8グローバル・パートナーシップをフォローアップするための年次報告が採択されている。各々の年次報告では、過去1年間の関連事業の進捗状況、実質的な成果を達成するための諸課題の解決策、G8グローバル・パートナーシップ参加国の更なる拡大等に言及している。

2007年のハイリゲンダム・サミット（於：ドイツ）では、2007年をG8グローバル・パートナーシップの中間点と位置付けて、レビュー文書が作成された。このレビュー文書は、これまでに実施された協力事業の進展・状況を評価し、2002年以降達成された進展を認識した上で、協力事業の効率性の向上のためには更なる努力が必要とし、カナナスキス・サミットで採択されたG8グローバル・パートナーシップの目標達成へのコミットメントを再確認した。また、グローバル・パートナーシップの対象国・参加国の拡大及び対象分野の拡大に関する議論について、2010年にカナダで開催されたムスコカ・サミットにおいて、G8首脳は、核及び放射線源のセキュリティ、生物セキュリティ、科学者の雇用及び国連安保理決議第1540号の履行促進等に焦点を当てつつ、

2012年以降のG8グローバル・パートナーシップの計画と資金に関する選択肢を策定するための出発点として、これまでの成果について評価するよう指示を下した。

### 2. 意義

G8グローバル・パートナーシップは、ロシア等に残された様々な大量破壊兵器拡散の脅威の源を除去するための事業に協力して取り組むという構想である。この構想には、冷戦の負の遺産を処分するという歴史的な意義があるほか、安全保障、テロ対策を含む不拡散及び環境保全という3つの側面から実質的な意義がある。

G8グローバル・パートナーシップが発表される以前においても、日本を含む各国が二国間協力の枠組み等に基づいて、ロシア等における核兵器解体や化学兵器の廃棄、原子力発電所の安全確保などの問題に協力してきた。しかし、G8グローバル・パートナーシップは、これらの問題全体を包括し、資金調達規模を示し、事業を実施する際のルールとメカニズムを明らかにして、G8全体としての取組を構築しようとするものである。同時に、G8グローバル・パートナーシップでは、事業を実施していく上での困難を取り除くために、問題解決の方向性を与える「指針」が作成され、これにロシアも同意した。G8グローバル・パートナーシップは単なる政治声明ではなく、実体面で成果を上げようとするG8の強い意思の現れと捉えることができる。

このG8グローバル・パートナーシップは、日本が核軍縮・不拡散及び日本の環境保護の観点から実施するロシアに対する非核化協力（第3節参照）を効果的に進めることが可能となったという点で日本にとっても大きな意義を有している。

第一に、事業の実施に関する「指針」により、ロシアがプロジェクトの実施に第一義的責任を有することが確認されるとともに、ロシアが他国とのプロジェクトの実施に全面的に協力すべきことが明確にされた。この「指針」は、責任の所在、十分な協力の必要性及び評価のためのG8調整メ

カニズムの設置を定めるとともに、プロジェクト実施現場へのアクセス確保、免税、免責の保証等の点で必要な措置を講じることが明記されており、日本の主張を十分反映したものである。

第二に、ロシアと他のG8諸国が共同して調整を進める枠組みが出来たことにより、プロジェクト実施に共通の困難を抱える各国と共同して問題解決に取り組み、また、ロシアと調整することが容易になった。

### 3. 日本の取組

日本は、カナナスキス・サミットの場合において協力事業の実施上の困難が解決されることが協力の前提である旨述べた上で、G8グローバル・パートナーシップに、当面2億ドル余りの貢献を行うこととした。具体的には、そのうち1億ドル余りを退役原子力潜水艦の解体に当て（第3節参照）、また、1億ドルを余剰兵器プルトニウムのための国際的な処分計画（第3節3.参照）のために拠出することとした。

### 4. 各国の取組

G8グローバル・パートナーシップの下では、

日本以外のG8各国は次のとおり資金の拠出を表明している。

米国：100億米ドル、	ロシア：20億米ドル、
ドイツ：15億ユーロ、	イタリア：10億ユーロ、
EU：10億ユーロ、	英国：7.5億米ドル、
フランス：7.5億ユーロ、	カナダ：10億カナダドル

その後、2003年にノルウェー、スウェーデン、フィンランド、スイス、ポーランド及びオランダ、2004年にオーストラリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、アイルランド、韓国、ニュージーランド及びウクライナが、G8グローバル・パートナーシップへ新たに参加した。また、オーストラリア及び韓国は、G8グローバル・パートナーシップに参加したことに伴い、オーストラリアについては2004年6月、韓国については2006年12月、日露非核化協力委員会に対し、極東ロシアにおける原潜解体関連事業のため、それぞれ1,000万オーストラリアドル及び25万米ドルを拠出した。さらに韓国は2007年10月に25万米ドルを追加拠出し、ニュージーランドは2007年11月、68万ニュージーランドドルを拠出することを発表した。

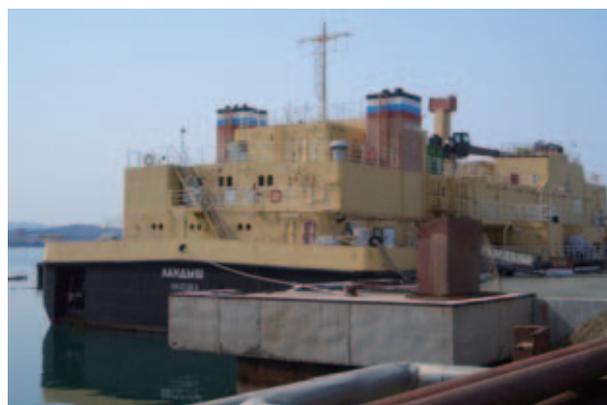
## 第3節 ロシアに対する日本の非核化協力（「希望の星」等）

### 1. 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設

1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物の海洋投棄が大きな問題となった。日本はロシアに対し、海洋投棄の中止を強く求めるとともに、具体的な防止のための措置として、日露非核化協力委員会を通じて、低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設に協力することとした。

「すずらん」は、浮体構造型の洋上処理施設で、年間約7,000立方メートルの低レベル液体放射性廃棄物を処理する能力を備え、極東に貯蔵されていた液体放射性廃棄物（約5,000立方メートル）に加えて、極東において解体される全ての原子力潜水艦から生じる液体放射性廃棄物（原潜1隻当たり約300立方メートル）を処理するために十分な能力を有している。「すずらん」は、1996年1

月に建設が開始され、1998年4月に完成、施設の稼働に必要な試運転やロシア国内の調整を行い、2001年11月にロシア政府への引渡しが行われた。現在、ウラジオストク近郊ポリショイ・カーメニ市のズヴェズダ造船所内に係留されて、原



日露非核化協力事業で建設・供与された低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」

潜の解体によって生じる低レベル液体放射性廃棄物の処理を行っている。ロシア側の説明によれば、「すずらん」稼働後は、原潜解体に伴う液体放射性廃棄物は全く日本海に投棄されていない。

### 2. ロシア極東地域における退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」

日本に隣接するロシア極東地域には、ロシア太平洋艦隊から退役した40隻以上の原子力潜水艦が係留されていたが、その多くは核燃料を搭載したままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性があるため、日本海的环境や漁業の安全にとっての潜在的な脅威となっていた（実際に、同地域では1980年代に原子力潜水艦の臨界事故が発生し、周辺地域で放射能汚染が生じているが、この事故原潜も未処理のまま係留されていた。）。また、艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も存在した。

これら退役原潜の迅速かつ安全な解体は、第一義的にはロシアの責任で行うべきものであり、ロシアも自国で解体を進めていたが、核軍縮・核不拡散及び日本海的环境保護の観点から、日本を始め周辺諸国にとっても重要かつ緊急の課題となっていた。

日本は、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」（1999年5月）、「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」（2000年9月）を策定、日露非核化協力委員会を通じて、極東における退役原潜解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施し、2002年11月には新藤義孝外務大臣政務官がウラジオストクを訪問して、直接ロシア側関係者と協議を行った。

2003年1月、小泉総理大臣ロシア訪問時に両国首脳により採択された「日露行動計画」において、非核化協力プロジェクトの実現を加速化するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原潜解体事業の着実な実施が明記された。この訪問の際、小泉総理大臣の演説の中で、本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」（ロシア語で「星」）にちなんで「希望の

星」と命名された。

2003年2月、日露非核化協力委員会は、「希望の星」の最初の事業として、ヴィクターⅢ級退役原潜1隻の解体に協力することを決定し、同年6月、同委員会とロシア原子力省（現 国営公社「ロシアトム」）との間で同事業に関する基本文書に署名がなされた。同年12月、解体を行うための契約署名とともに、解体事業に対する協力が開始され、2004年12月、解体が完了した。



ズヴェズダ造船所において解体中のロシア退役原子力潜水艦

2005年1月、日露非核化協力委員会は、新たに5隻の退役原潜（「ヴィクターⅠ」級1隻、「ヴィクターⅢ」級3隻及び「チャーリーⅠ」級1隻）の解体に関する協力の実施を検討することを決定し、同年11月、プーチン・ロシア大統領の訪日時に、本件協力に関する実施取決めが署名された。これら5隻の解体作業は順調に進み、2009年12月、日本の協力による退役原潜の解体を完了した



「希望の星」完了式典に出席した西村外務大臣政務官

(合計6隻)。なお、2010年3月には、西村外務大臣政務官がウラジオストク等を訪問し、「希望の星」完了行事に出席した。

また、解体を完了した原潜の原子炉区画は、現在、密閉処理を施した上で海上保管されているが、2007年1月、日露非核化協力委員会は、これらをより安全で安定的な陸上で保管するために、原子炉区画陸上保管施設の建設への協力（同施設を運用するために不可欠な機材の供与）を決定しており、現在、同施設の早期完成に向けた作業を進めている。



陸上保管施設完成を待つ海上保管中の原子炉区画



原子炉区画陸上保管施設建設現場（沿海地方ラズボイニク湾）

### 3. ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分

#### (1) 問題の所在

米国とロシアの間で核軍縮に進展が見られた結果（第2部参考「核兵器国の軍備管理と核軍縮」第2節1.参照）、解体された核兵器から大量のプルトニウムが発生することとなった。この余剰兵器プルトニウムに関して、特に、①不可逆性（プルトニウムが核兵器に再利用されないこと）の確保により米国及びロシアの核軍縮の一層の進展を促し、及び②流出を防止することで核テロ対策及び核の不拡散を強化することが重大な課題となっている。

#### (2) G8サミット・プロセスにおける検討と日本の取組

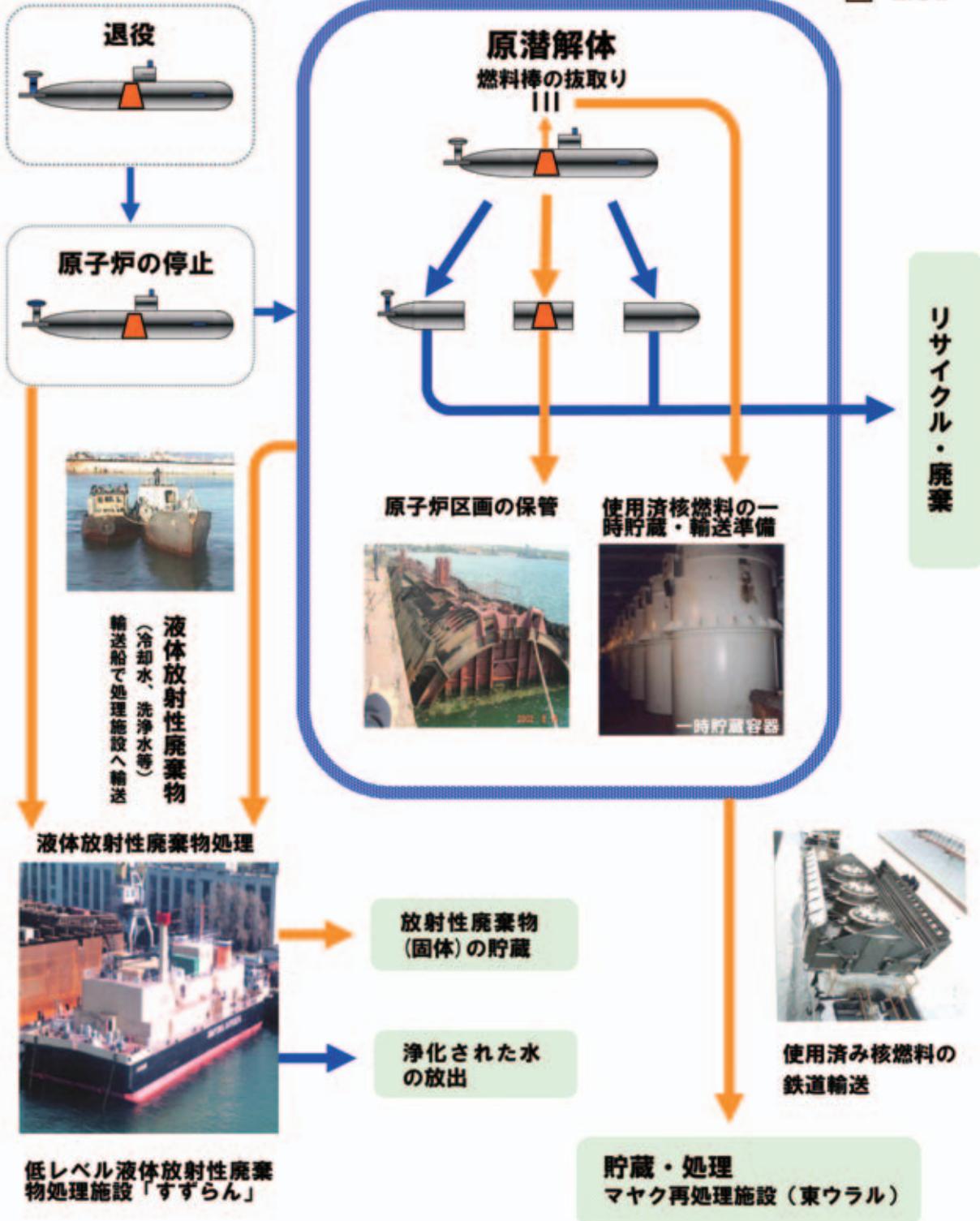
この問題につき、当事国である米国とロシアは、2000年米国・ロシア協定により、双方がそれぞれ、34トンの余剰兵器プルトニウムを並行して処分する旨合意した。このうち、ロシアにおける余剰兵器プルトニウム処分については、多国間の国際協力の在り方がG8サミット・プロセスにおいて検討されてきた。その後、2007年11月、米国及びロシアは①米国・ロシア二国間での処分の方法（高速炉での燃焼処分）に合意するとともに、②米国からロシアに対して4億ドルを上限とした資金貢献を行うことを明らかとし、また、③この処分計画に対して他国からも資金協力を募る等を内容とした共同声明を発表した。

なお、ロシアの余剰兵器プルトニウム処分に関しては、1999年から2004年までに、日本の核燃料サイクル開発機構とロシアの研究機関との間の研究協力により、原子爆弾2～3個に相当する量の約20kgの兵器級プルトニウムを加工し、高速炉を用いて処分することに成功した。また、2004年以降も、日本原子力研究開発機構がロシアの研究機関との間で、余剰兵器プルトニウムを用いた燃料の技術開発に関する研究協力を行ってきており、ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分に対する貢献がなされてきている。

Star of Hope

# 原潜解体・処理のプロセス

▲ 原子炉



## 第4節 その他の日本の非核化協力

### 1. ウクライナ

#### (1) 国内計量管理制度（SSAC）・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

SSACとは、国内に存在する核物質の種類や量、また、一定期間に搬入・搬出された核物質の種類や量を正確に計量管理するとともに、これら核物質の流出を防ぐために、封じ込め・監視を行うための制度であり、核兵器不拡散条約（NPT）に基づく非核兵器国としての義務である国際原子力機関（IAEA）保障措置の受諾の前提となるものである。

日本・ウクライナ非核化協力委員会は、ソ連から分離独立後、非核兵器国としてNPTに加入したウクライナのSSAC確立を支援するため、IAEA等とも調整しつつ、1995年から2000年にかけて、ハリコフ物理技術研究所、国家原子力規制委員会及びキエフ原子力研究所に対し、計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

また、2010年3月には、ウクライナ国内のSSAC強化及び核物質防護システムの近代化に関する協力の実施を決定し、現在、同事業の実現に向けて作業を進めている。

#### (2) 核兵器廃棄要員等のための医療機器供与

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍人及びチェルノブイリ原子力発電所の解体に従事した要員に対する検診・治療を行うため、日本・ウクライナ非核化協力委員会は、国防省付属軍病院21か所に対し、1994年から2001年の間に4次にわたり医療機器等を供与した。



ウクライナに対する非核化協力（医療機器の供与）

### 2. カザフスタン

#### (1) SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

日本・カザフスタン非核化協力委員会は、カザフスタンが非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、1994年から1998年にかけて、アクタウの高速増殖炉（BN-350）、カザフスタン原子力庁（現カザフスタン原子力委員会）及び原子力物理研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

また、2007年4月には、同国における核セキュリティ防護資機材整備計画への協力の実施を決定し、現在、同事業の実現に向けて作業を進めている。

#### (2) セミパラチンスク核実験場周辺地域の放射能汚染対策

ソ連時代に核実験場が置かれていたセミパラチンスクでは、核実験により約82万人（カザフスタン保健省の統計による）が被曝した。日本・カザフスタン非核化協力委員会は、被曝者の治療及び汚染地域の調査等を目的として、1995年から1999年にかけて、大祖国戦争障害者病院、国立核センター、セミパラチンスク医科大学付属病院及びセミパラチンスク放射線医学環境研究所に対し、医療機材、医薬品及び被曝測定機材等を供与した。このうち、セミパラチンスク医科大学付属病院に対する遠隔医療診断システム支援については、長崎大学医学部からの協力を得て実施した。



カザフスタンに対する非核化協力（放射線測定機器の供与）

### 3. ベラルーシ

#### (1) SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

日本・ベラルーシ非核化協力委員会は、ベラルーシが非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、1994年から2000年にかけて、非常事態省産業原子力安全監督局及びソスヌイ科学技術研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム、放射線測定機材等を供与した。

また、2010年3月には、ベラルーシ国境における核・放射性物質不法移転防止システム強化事業への協力を決定し、2011年中の事業完了に向けて作業を進めている。

#### (2) 退役軍人の職業訓練センターに対する機材供与

戦略ロケット軍の解体に伴い職を失った軍人や核兵器解体に従事した軍人等の再就職促進と退役軍人が持つ核関連技術の流出防止を目的としてリダ市（ソ連時代に戦略ミサイル基地が所在）に開設された「退役軍人職業再訓練センター」に対し、日本・ベラルーシ非核化協力委員会は、1998年から1999年にかけて、車両整備機材、コンピュータ等を供与した。

### 4. 国際科学技術センター（ISTC）

ISTCは、ソ連時代に大量破壊兵器及びその運搬手段の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換及び大量破壊兵器等にかかる頭脳の不拡散を促進することを目的とする国際機関である。日本は1992年、米国、欧州連合（EU）及びロシアとともに「国際科学技術センターを設立する協定」に署名し、1994年3月、ISTCがモスクワに本部を置き活動を始めて以来、運営理事国として継続的に支援を行っている。

ISTCは、科学技術面での協力を通じ、旧ソ連諸国に対し多国間で非核化・不拡散に取り組んでおり、現在、日本を始め、米国、EU、カナダ、ロシア、韓国、ノルウェー、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、グルジア、キルギス及びタジキスタンが参加している。これまで約2,700件を越えるプロジェクトに対し、約8億3千万ドルの支援が決定され、延べ73,000人以上の旧ソ連諸国の科学者・技術者が対象となっている（2010年1月現在）。日本もこれまで約6,100万ドルのプロジェクト支援を行っている。



ベラルーシに対する非核化協力（放射線測定用特殊車両の供与）

## 参 考

## 非核兵器地帯

## 第1節 概要

「非核兵器地帯」とは、一般的には、国際約束により、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理等を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）による域内の締約国に対し、核兵器の使用、使用の威嚇を行わないこと（消極的安全保証の供与）や、域内における条約違反行為の助長及び核実験を行わないことを主な内容とする議定書を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」を意味する。

非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた非核兵器国

側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

冷戦終結後も非核兵器地帯設置の動きは継続し、1999年の第54回国連総会における軍縮委員会においてガイドラインが策定され、さらに2009年のペリンダバ条約の発効により南半球のほぼすべての陸地部分が非核兵器地帯に含まれることとなった。また、2010年NPT運用検討会議において米国がラロトンガ条約及びペリンダバ条約の議定書批准に向けた手続開始を表明する演説を行ったこと等、国際的な核不拡散体制における役割が注目されてきている。

なお、2010年4月には「第2回非核兵器地帯条約締約国・署名国会合」がニューヨークで開催され、日本もオブザーバーとして参加した。

## 第2節 日本の立場

日本は、一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域内の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核拡散防止等の目的に資すると考えている。

非核兵器地帯構想が「現実的」なものとなるための条件としては、①核兵器国を含むすべての関係国の同意があること、②当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること、③適切な査察・検証を伴っていること、④公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していることなどが挙げられる。

また、2010年の第65回国連総会に日本が提出し、圧倒的多数の加盟国の賛成を得た核軍縮決議においても、国連軍縮委員会ガイドライン等に基づくさらなる非核兵器地帯の創設を歓迎する旨が盛り込まれた。

なお、日本を含む北東アジア非核兵器地帯の構想について、日本としては、日本の安全及び北東アジアの安全保障環境改善のため、まずは北朝鮮の核問題の解決に向け努力していくべきと考えている。

### 第3節 発効済みの非核兵器地帯条約

これまで中南米、南太平洋、東南アジア、アフリカ及び中央アジアを対象地域とする非核兵器地帯条約がそれぞれ策定され、すべて発効している。

#### 1. トラテロルコ条約（ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、1967年採択、1968年発効）

世界で最初に作成された非核兵器地帯条約。1962年10月のキューバ危機を契機に中南米地域の非核化構想が進展、メキシコのイニシアティブにより条約策定作業が開始され、1967年2月に署名開放、1968年4月に発効した。中南米33か国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している（最後に加盟したキューバは2002年10月批准）。

条約は、締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止している。また、議定書は、核兵器国が条約の適用地域において非核化の義務に違反する行為を助長しないこと及び締約国に対し核兵器の使用又は威嚇を行わないことを規定しており、すべての核兵器国が批准している。

国連総会においては、定期的にトラテロルコ条約を強化する動きを歓迎する決議がコンセンサスで採択されている。

#### 2. ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約、1985年採択、1986年発効）

1966年からフランスが南太平洋地域において核実験を開始したことを背景に、この地域において核実験反対の気運が高まり、1985年の南太平洋フォーラム（SPF）総会において条約が採択・署名開放され、1986年12月に発効した。太平洋諸島フォーラム（PIF（旧SPF））加盟の16の国と地域（自治領）が対象であり、2010年11月現在の締約国・地域数は13（ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオは未署名）である。

条約は、締約国による核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自国領域内における核爆発装置の配備・実験等を禁止し、また、非核地帯内の海洋（公海を含む）への放射性物質の投棄を禁止し

ている。

議定書は、核兵器国が締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行うことを禁止し、また、非核地帯内（公海を含む）における核実験を禁止している。核兵器国のうち、ロシア、英国、フランス及び中国は批准済みであるが、米国は署名のみで批准していない。

#### 3. バンコク条約（東南アジア非核兵器地帯条約、1995年採択、1997年発効）

東南アジア諸国連合（ASEAN、1967年創設）は、1971年のASEAN臨時外相会議における「クアラルンプール宣言」において、東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）構想」を掲げ、本構想を実現させるための一要素として、1984年に非核兵器地帯構想を検討することが合意された。その後、冷戦の終結により条約実現に向けた動きが進展し、1995年12月のASEAN首脳会議において東南アジア10か国の首脳により署名、97年3月に発効した。ASEAN諸国10か国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している（2002年に独立し、ASEAN未加盟の東ティモールは条約の対象国に入っていない）。条約発効10周年目に当たる2007年には、条約上の義務の履行の一層の確保などを目的とする2012年までの行動計画が採択されている。

条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験、地帯内（公海を含む）における放射性物質等の投棄及び大気中への排出を禁止するとともに、自国領域内において他国がこれらの行動（核兵器の運搬を除く）をとることを許してはならないと規定している。

議定書は、核兵器国が非核兵器地帯内（締約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域を含むと規定されている。）において核兵器の使用又は使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、核兵器国が条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しないことなどを規定しているが、2011

年2月現在、いずれの核兵器国も議定書に署名していない。

#### 4. ペリンドバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約、1996年採択、2009年発効）

1961年に国連でアフリカ非核兵器地帯化宣言が採択され、1964年にアフリカ統一機構（OAU）首脳会合でアフリカを非核兵器地帯とするカイロ宣言が採択された。1991年に南アフリカが核兵器を放棄し、非核兵器国として核兵器不拡散条約（NPT）を締結したことから条約化実現に弾みがつき、1995年6月のOAU首脳会議においてアフリカ非核兵器地帯条約の最終案文が採択され、翌年4月にアフリカ諸国42か国が条約に署名した。

アフリカ諸国54か国（日本未承認の西サハラを含む）を対象とし、28か国の批准及びOAUの後継組織であるアフリカ連合（AU）への寄託が発効要件となっていたが、2009年にブルンジが28か国目として批准・寄託したことにより同年7月に発効した。2011年2月現在の批准・寄託国は31か国。

条約は、締約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験、及び自国領域内における核爆発装置の配置、運搬、実験等を禁止している。

議定書では、核兵器国が締約国に対して核爆発装置の使用又は使用の威嚇を行うことを禁止し、また、非核兵器地帯における核爆発装置の実験などを禁止している。核兵器国のうち、英国、フラ

ンス及び中国は批准済みであるが、米国及びロシアは署名のみであり、まだ批准していない。

#### 5. 中央アジア非核兵器地帯条約（2006年採択、2009年発効）

この条約は、1997年2月の中央アジア5か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタン）の首脳会談の際に採択された「アルマティ宣言」に端を発する。その後、当時の国連軍縮局（アジア太平洋平和軍縮センター）が設置した専門家グループによる条約案の起草や札幌等での会合を経て、2005年2月にタシケント（ウズベキスタン）で開催された域内会議において条約及び議定書案について合意された。2006年9月にカザフスタンのセミパラチンスクで5か国外相レベルの代表者が条約に署名、各国の批准を経て2009年3月に発効した。

条約は、締約国による核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理、他国の放射性廃棄物の自国領域内での処分許可等を禁止している。

議定書は、核兵器国が締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しないことを規定しているが、現時点では議定書は核兵器国に対して署名開放されていない。

なお、日本は、国連に対して中央アジア非核兵器地帯条約起草支援のための資金を拠出する等により条約の成立を支援してきた。

## 第4節 モンゴル一國非核の地位

1992年の国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領が一國非核の地位を宣言し、核兵器国に対して、非核の地位を尊重し安全保証を供与するよう求めた。これを受けて、1998年、国連総会において、この宣言を内容とする決議（53/77D）が採択された。以降、隔年でモンゴルの一國非核の地位を歓迎する内容の決議がコンセンサス採択されており、2010年には初めてすべての核兵器国が共同提案国となった決議が採択された。

そのほか本件宣言に関しては、2000年10月、5核兵器国が前述の決議実施のために協力すること及び1995年に表明したNPTを締結している非核兵器国に対する消極的安全保証の供与をモンゴルについて再確認するとのステートメントを発表した。また、2001年9月には、札幌において、モンゴルの一國非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催されている。

## 第5節 中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯

1974年の国連総会においてエジプトが提案した中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択されて以来、毎年、この構想を実施するために必要な措置をとるよう求める決議がコンセンサスで採択されてきている（ただし、2009年の第64回国連総会では一部分割投票）。しかし、事実上の核兵器保有国と国際的にみなされているイスラエルのNPT未加入などの問題があり、今のところ本構想が実現される見通しは立っていない。

1995年のNPT運用検討会議において、米国、ロシア、英国の共同提案による中東地域における

核兵器を含む非大量破壊兵器地帯の創設を目指す中東決議が採択されたが、中東諸国とイスラエルの立場の違いもあり、現段階で目立った進展はなく、この問題はNPT運用検討プロセスにおける議論の焦点の一つとなっている。なお、2010年のNPT運用検討会議では、同会議で採択された最終文書の行動計画において、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、ロシア、英国）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が支持された。

## 第6節 南極、宇宙、海底の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、日本も参加して特定の場所・空間において核兵器を始めとする大量破壊兵器等の配備を行うことを禁止している条約には以下のものがある。

### 1. 南極条約（1959年採択、1961年発効、日本は1960年批准）

第1条において、南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定している。また、第5条1において南極地域におけるすべての核爆発及び放射性廃棄物の処分を禁止している。

### 2. 宇宙条約（1966年採択、1967年発効、日本は1967年批准）

第4条において、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないことや、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に設置しないことを約束し、天体上における軍事基地等の設置やあらゆる型の兵器の実験等を禁止している。

### 3. 海底核兵器禁止条約（1971年採択、1972年発効、日本は1971年批准）

第1条において、領海の外側（12海里以遠）に核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を置かないことを規定している。